

健康福祉局 資 料	No. 3
--------------	-------

令和3年7月19日
課 名 健康福祉局健康福祉総務課
担当者 課長 山口
内 線 3020

健康福祉局主要施策の概要

令和3年度

広島県健康福祉局

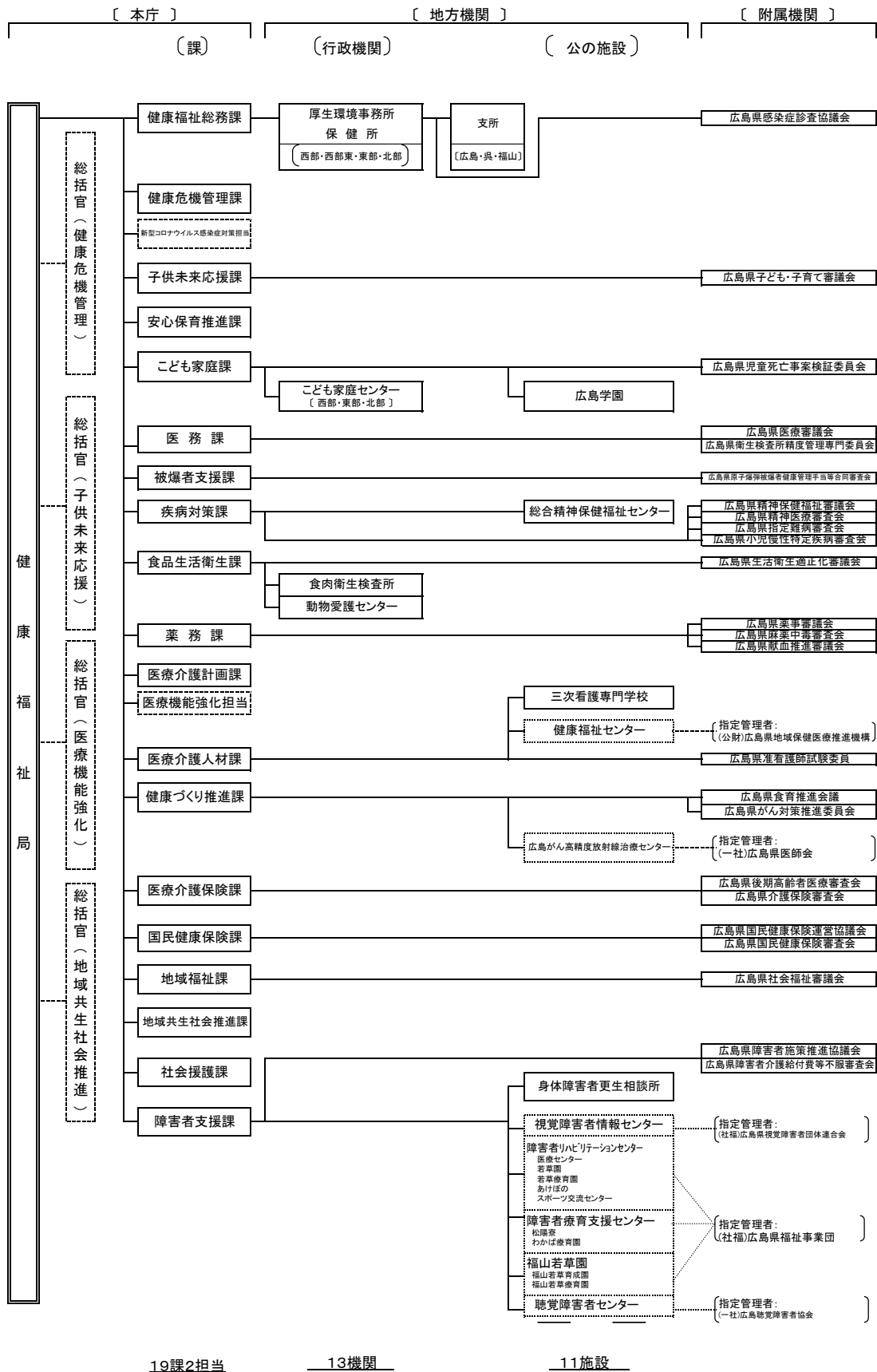
目 次

I	組 織	
1	健康福祉局の行政組織及び職員数	1
2	行政組織別分掌事務	7
3	地方機関所在地	18
II	予 算	
	令和3年度当初予算総括表	19
	令和3年度当初予算主要事業一覧	20
	「新型コロナウイルス感染症対策の強化」	21
	「それぞれの欲張りなライフスタイルの実現」	27
III	事業体系	40

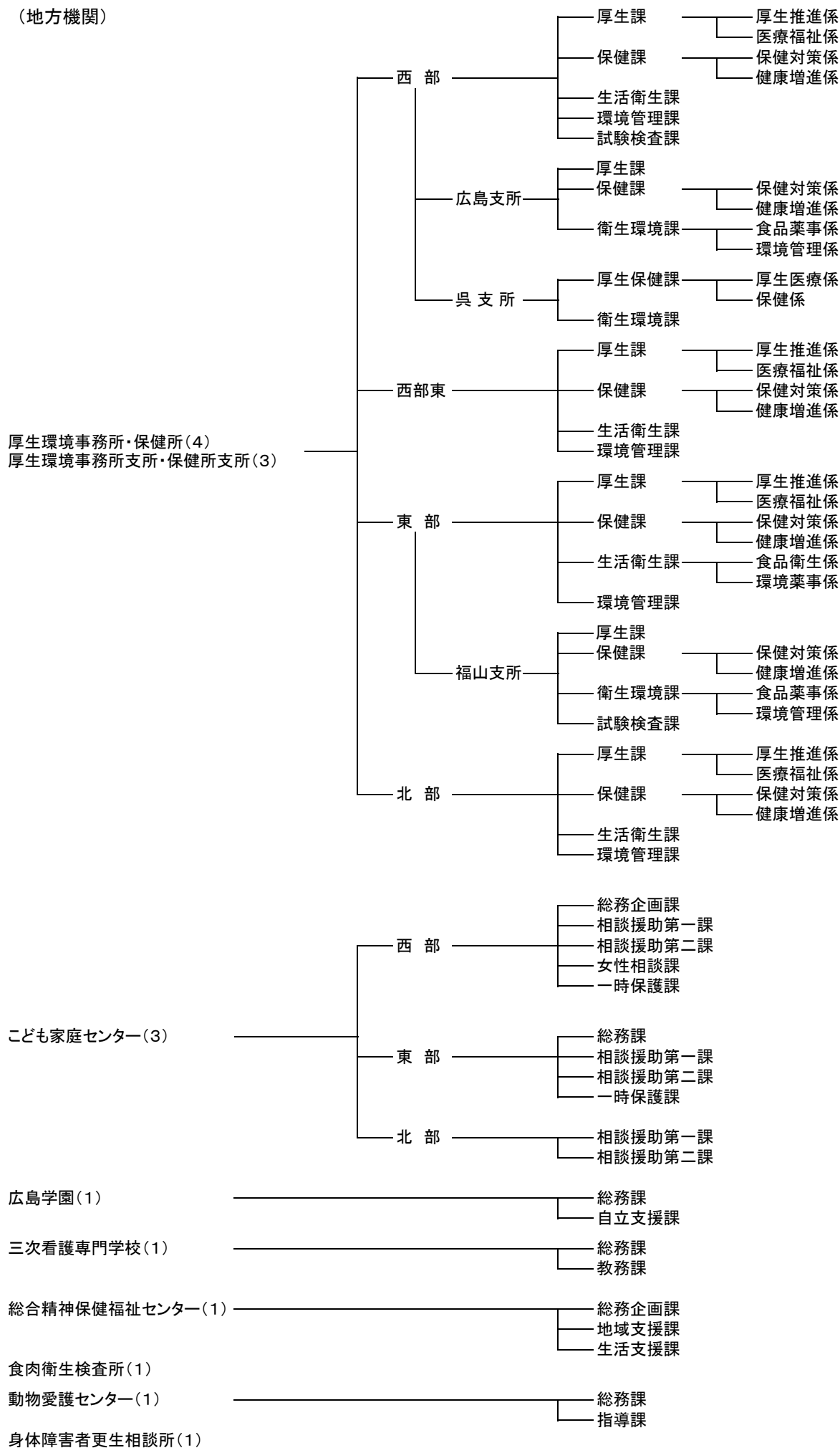
I 組 織

(1) 健康福祉局の行政組織

〔行政機構図(令和3年4月1日)〕



(地方機関)



(2) 令和3年度健康福祉局組織別職員数

(令和3年4月1日現在)

課 (所) 名		職 員 数 (人)	
本 庁	健 康 福 祉 総 務 課	27	
	健 康 危 機 管 理 課	16	
	新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 担 当	31	
	子 供 未 来 応 援 課	14	
	安 心 保 育 推 進 課	8	
	こ ど も 家 庭 課	11	
	医 務 課	6	
	被 爆 者 支 援 課	17	
	疾 病 対 策 課	12	
	食 品 生 活 衛 生 課	22	
	薬 務 課	16	
	医 療 介 護 計 画 課	12	
	医 療 機 能 強 化 担 当	3	
	医 療 介 護 人 材 課	14	
	健 康 づ く り 推 進 課	23	
	医 療 介 護 保 険 課	9	
	国 民 健 康 保 険 課	9	
	地 域 福 祉 課	15	
	地 域 共 生 社 会 推 進 課	13	
	社 会 援 護 課	12	
	障 害 者 支 援 課	31	
本 庁 小 計		321	
地 方	厚生環境事務所・保健所	西部厚生環境事務所・西部保健所	50
		広 島 支 所	39
		呉 支 所	19
		西部東厚生事務所・西部東保健所	42
		東部厚生環境事務所・東部保健所	55
		福 山 支 所	35
		北部厚生環境事務所・北部保健所	34
		小 計	274
	機 関	西 部 こ ど も 家 庭 セ ン タ ー	59
		東 部 こ ど も 家 庭 セ ン タ ー	46
北 部 こ ど も 家 庭 セ ン タ ー		10	
広 島 学 園		23	
三 次 看 護 専 門 学 校		29	
総 合 精 神 保 健 福 祉 セ ン タ ー		19	
食 肉 衛 生 検 査 所		4	
動 物 愛 護 セ ン タ ー		10	
身 体 障 害 者 更 生 相 談 所		6	
小 計		206	
地 方 機 関 小 計		480	
合 計		801	

(注) 休職中及び育児休業中の者を除く。

(3) 附属機関

機 関 名	審 議 事 項	根 拠 法 規	委 員 構 成	委 員 数	任 期
広島県子ども・子育て審議会	子ども・子育て支援法の規定に基づき、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の策定又は変更について意見を述べ、並びに子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議する。 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の規定に基づき、幼保連携型認定こども園に関し、その権限に属させられた事項について調査審議する。	子ども・子育て支援法 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 広島県子ども・子育て審議会条例	子どもの保護者 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者 優れた識見を有する者	25 人以内	2 年
広島県児童死亡事案検証委員会	知事の諮問に応じ、虐待による児童の死亡事案を検証するために必要な事項について調査審議する。	広島県附属機関設置条例	児童死亡事案の検証に必要な識見を有する者	9 人以内	当該諮問に係る調査審議が終了するまでの期間
広島県医療審議会	医療法の規定により、その権限に属された事項を調査審議するほか、広島県における医療を提供する体制の確保に関する重要事項を調査審議する。	医療法 医療法	県職員 関係官公庁職員、医師等医療担当者、医療を受ける立場にある者、学識経験者	30 人以内	2 年
広島県衛生検査所精度管理専門委員会	臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）第二十条の三第一項の登録を受けた衛生検査所における検査業務の管理及び精度の確保に関する事項について調査審議する。	広島県附属機関設置条例	衛生検査所の精度管理に関し識見を有する者	5 人以内	2 年
広島県がん対策推進委員会	広島県がん対策推進条例（平成二十七年広島県条例第二号）の規定に基づき、がん対策推進計画の策定又は変更に関する事項並びにがん対策の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項について調査審議する。	広島県がん対策推進条例	がん患者等、患者団体その他の関係団体を代表する者 保健医療福祉関係者 学識経験のある者 関係行政機関の職員	15 人以内	2 年
広島県原子爆弾被爆者健康管理手当等合同審査会	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）に基づく医療特別手当及び健康管理手当の支給の認定について審査する。	広島県附属機関設置条例	医師 学識経験を有する者	10 人以内	2 年
広島県精神保健福祉審議会	精神保健及び精神障害者の福祉に関する事項を調査審議する。	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 広島県精神保健福祉審議会条例	精神保健福祉に関し学識経験を有する者 精神障害者の医療に関する事業に従事する者 精神障害者の社会復帰の促進を図るための事業等に従事する者	10 人以内	3 年

機 関 名	審 議 事 項	根 拠 法 規	委 員 構 成	委 員 数	任 期
広島県精神医療審査会	措置入院者及び医療保護入院者の定期報告に係る入院の可否審査を行う。 医療保護入院届出に係る入院の可否審査を行う。 入院中の者の退院等の請求に係る審査を行う。	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	精神障害者の医療に関し学識経験を有する者 法律に関し学識経験を有する者 その他の学識経験を有する者	25 人以内	2 年
広島県指定難病審査会	難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）の規定に基づき、特定医療費の支給認定をしないことに関し審査する。	難病の患者に対する医療等に関する法律	医師 指定難病に関し識見を有する者	20 人以内	2 年
広島県小児慢性特定疾病審査会	児童福祉法の規定に基づき、小児慢性特定疾病医療費の支給認定をしないことに関し審査する。	児童福祉法	医師 小児慢性特定疾病に関し識見を有する者	4 人以内	2 年
広島県生活衛生適正化審議会	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律の施行に関する重要事項を調査審議する。	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律 広島県生活衛生適正化審議会条例	学識経験者 生活衛生関係営業者の意見を代表する者 利用者又は消費者の意見を代表する者	20 人以内 (営業者及び消費者は、同数。)	2 年
広島県薬事審議会	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律及び広島県薬事審議会条例の規定に基づき、薬事に関する事項について調査審議する。	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 広島県薬事審議会条例	県及び関係行政機関の職員 学識経験者 薬事に関する業務に従事する者 消費者の意見代表者	20 人以内 (薬事に関する業務に従事する者並びに消費者の代表者から任命する委員は、同数。)	県及び関係行政機関の職員 なし その他 2 年
広島県麻薬中毒審査会	麻薬中毒者の入院の継続に係る審査を行う。(入院期間延長への準用を含む。)	麻薬及び向精神薬取締法 広島県麻薬中毒審査会条例	法律又は麻薬中毒者の医療に関し学識経験を有する者	5 人	知事が措置入院者につき入院を継続する必要があると認める時から、措置入院者が退院した時まで
広島県献血推進審議会	安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第百六十号）第十条第四項の規定による広島県献血推進計画の策定及び献血推進に関する重要事項について調査審議する。	広島県附属機関設置条例	関係団体の職員 関係行政機関の職員 献血推進に関し識見を有する者	30 人以内	2 年
広島県准看護師試験委員	准看護師の試験の実施に関する事務のほか、准看護師免許の取り消し又は業務停止の処分について調査審議する。	保健師助産師看護師法 広島県准看護師試験委員条例	県職員 医師 看護師 学識経験者	10 人以内	県職員なし その他 2 年
広島県食育推進会議	広島県食育推進計画の策定及びその推進に関する事項を審議する。	食育基本法 広島県食育基本条例	食育に関して知識と経験を有する者	20 人以内	2 年

機 関 名	審 議 事 項	根 拠 法 規	委 員 構 成	委 員 数	任 期
広島県国民健康保険審査会	保険給付に関する処分又は保険料その他国民健康保険法の規定による徴収金に関する処分に対する審査請求について審査を行う。	国民健康保険法	被保険者を代表する者 保険者を代表する者 公益を代表する者	9 人	3 年
広島県後期高齢者医療審査会	後期高齢者医療給付に関する処分又は保険料その他高齢者の医療の確保に関する法律の規定による徴収金に関する処分に対する審査請求について審査を行う。	高齢者の医療の確保に関する法律	被保険者を代表する者 後期高齢者医療広域連合を代表する者 公益を代表する者	9 人	3 年
広島県介護保険審査会	保険給付に関する処分又は保険料その他介護保険法の規定による徴収金に関する処分に対する審査請求を審査する。	介護保険法	市町を代表する者 被保険者を代表する者 公益を代表する者	市町代表 3 人 被保険者代表 3 人 公益代表 39 人以内	3 年
広島県国民健康保険運営協議会	国民健康保険事業の運営に関する事項を審議する。	国民健康保険法 広島県国民健康保険運営協議会条例	被保険者を代表する者 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 公益を代表する者 被用者保険等保険者を代表する者	被保険者代表 4 人 保険医又は保険薬剤師代表 4 人 公益代表 4 人 被用者保険等保険者代表 2 人	3 年
広島県社会福祉審議会	社会福祉に関する事項（児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。）を調査審議する。	社会福祉法 広島県社会福祉審議会条例	住民代表（県議会の議員等） 社会福祉事業に従事する者 学識経験者	35 人以内	3 年
広島県障害者施策推進協議会	障害者施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視するほか、関係行政機関相互の連絡調整を要する事項について調査審議する。	障害者基本法 広島県障害者施策推進協議会条例	関係行政機関の職員 学識経験者 障害者 障害者福祉従事者	21 人以内	行政機関の職員 なし その他 2 年
広島県障害者介護給付費等不服審査会	障害者総合支援法及び児童福祉法の規定に基づき、介護給付費等に係る処分に対する不服を調査審議する。	障害者総合支援法 児童福祉法 広島県障害者介護給付費等不服審査会条例	障害者等の保健又は福祉に関する学識経験者	15 人以内	3 年
広島県感染症診査協議会	感染症患者等に対する就業制限の通知、入院の勧告、入院の期間の延長及び結核患者が結核指定医療機関の医療を受けるために必要な費用の公費負担に関する必要な事項を審議する。	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 広島県感染症診査協議会条例	感染症指定医療機関の医師 学識経験者（医療・法律・医療及び法律以外） ※行政関係者は委員に任命できない。	10 人以内	2 年

2 行政組織別分掌事務

健康福祉総務課

- (1) 健康福祉局の庶務及び経理に関すること。
- (2) 健康福祉局内の連絡調整に関すること。
- (3) 保健福祉関係職員に対する研修の総合調整に関すること。(健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。)
- (4) 社会福祉統計、保健統計及び人口動態統計に関すること。
- (5) 厚生環境事務所に関すること。(他局及び健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。)
- (6) 保健所に関すること。(他局及び健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。)
- (7) 健康福祉局中他課の所掌に属しないこと。

健康危機管理課

- (1) 健康危機管理の総合調整に関すること。(他の局課の所掌に属するものを除く。)
- (2) 救急医療体制の確保に関すること。
- (3) 災害医療に関すること。
- (4) 災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)に関すること。
- (5) 災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和四十八年法律第八十二号)に関すること。
- (6) 被災者生活再建支援法(平成十年法律第六十六号)に関すること。
- (7) 保健師に対する研修の総合調整に関すること。
- (8) 保健師業務の総合調整に関すること。
- (9) 健康危機管理に係る研修に関すること。

新型コロナウイルス感染症対策担当課

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策の総合調整に関すること。
- (2) 感染症予防に関すること。
- (3) 予防接種に関すること。
- (4) 検疫に関すること。
- (5) 広島県感染症・疾病管理センターに関すること。
- (6) 広島県感染症診査協議会の総括に関すること。
- (7) その他予防衛生に関すること。

子供未来応援課

- (1) ひろしま子供の未来応援プランの推進に関すること。
- (2) 少子化対策に関すること。(他局及び健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。)
- (3) 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)に基づく療育及び子育て支援(放課後児童健全育成

事業を除く。) に関すること。

- (4) 母子保健に関すること。
- (5) 母体保護に関すること。
- (6) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づく自立支援医療（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号。以下「障害者総合支援法施行令」という。）第一条の二第一号に規定する医療に係るものに限る。） に関すること。
- (7) 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）に関すること。（他局及び健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。）
- (8) 次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第百二十号）に関すること。（他局及び健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。）
- (9) 子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十四号）に関すること。（他局及び健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。）
- (10) 広島県子ども・子育て審議会に関すること。
- (11) 公益財団法人ひろしまこども夢財団に関すること。

安心保育推進課

- (1) 児童福祉法に基づく保育及び放課後児童健全育成事業に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援法に基づく保育事業に関すること。
- (3) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）に関すること。（他局の所掌に属するものを除く。）

こども家庭課

- (1) 児童福祉法に関すること。（健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。）
- (2) 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）に関すること。
- (3) 児童福祉の理念に関する普及啓発に関すること。
- (4) 児童の健全育成に関すること。
- (5) 児童に関する調査統計に関すること。
- (6) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）に関すること。
- (7) 母子家庭の福祉の向上に関すること。
- (8) 寡婦の福祉の向上に関すること。
- (9) 父子家庭の福祉の向上に関すること。
- (10) 売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）に関すること。
- (11) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）に関すること。
- (12) 児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）に関すること。
- (13) 児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）に関すること。
- (14) 子ども手当に関すること。
- (15) 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成二十八年法律

第百十号) に関すること。

- (16) こども家庭センターに関すること。
- (17) 広島県立広島学園に関すること。
- (18) 広島県児童死亡事案検証委員会に関すること。
- (19) 他局及び健康福祉局中他課の所掌に属しない児童に関すること。

医務課

- (1) 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）に関すること。
- (2) 医師及び歯科医師に関すること。
- (3) 歯科技工士法（昭和三十年法律第百六十八号）に関すること。
- (4) 診療放射線技師及び診療エックス線技師に関すること。
- (5) 臨床検査技師等に関する法律（昭和三十二年法律第七十六号）に関すること。
- (6) 理学療法士，作業療法士及び言語聴覚士に関すること。
- (7) 視能訓練士に関すること。
- (8) あん摩マッサージ指圧師，はり師，きゅう師，柔道整復師等に関すること。
- (9) 死因究明の施策に関すること。
- (10) 医療金融に関すること。
- (11) 地域保健対策協議会に関すること。
- (12) 広島県医療審議会に関すること。
- (13) 広島県衛生検査所精度管理専門委員会に関すること。

被爆者支援課

- (1) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）に関すること。
- (2) 原爆被爆者援護団体の指導及び原爆被爆者対策の調整に関すること。
- (3) 毒ガス障害者の援護に関すること。
- (4) 在外被爆者の援護に関すること。
- (5) 放射線被爆者医療国際協力推進協議会に関すること。
- (6) 広島県原子爆弾被爆者健康管理手当等合同審査会に関すること。
- (7) その他原子爆弾被爆者等の援護に関すること。

疾病対策課

- (1) 難病に関すること。
- (2) 特定疾患に関すること。
- (3) 小児慢性特定疾病に関すること。
- (4) 自殺対策基本法（平成十八年法律第八十五号）に関すること。（他局及び健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。）
- (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関すること。
- (6) 広島県立総合精神保健福祉センターに関すること。
- (7) 広島県精神保健福祉審議会に関すること。
- (8) 広島県精神医療審査会に関すること。

- (9) 広島県指定難病審査会に関する事。
- (10) 広島県小児慢性特定疾病審査会に関する事。
- (11) その他疾病対策に関する事。(健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。)

食品生活衛生課

- (1) 理容師及び理容所に関する事。
- (2) 美容師及び美容所に関する事。
- (3) 興行場、旅館業及び公衆浴場に関する事。
- (4) 住宅宿泊事業法(平成二十九年法律第六十五号)に係る届出、指導監督及び報告に関する事。
- (5) 公衆浴場入浴料金の統制額の指定に関する事。
- (6) クリーニング業に関する事。
- (7) 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する事。
- (8) 墓地、埋葬、火葬等に関する事。
- (9) 建築物における衛生的環境の確保に関する事。
- (10) 生活衛生調査に関する事。
- (11) 水道に関する事。(企業局の所掌に属するものを除く。)
- (12) 食品衛生に関する事。
- (13) 食品表示法(平成二十五年法律第七十号)に基づくアレルギー、消費期限その他の健康の保護を図るために必要な食品の表示に関する事。
- (14) 製菓衛生師に関する事。
- (15) と畜場及びと畜に関する事。
- (16) 食鳥処理場及び食鳥処理に関する事。
- (17) 狂犬病予防並びに動物の愛護及び管理に関する事。
- (18) 広島県食肉衛生検査所に関する事。
- (19) 広島県動物愛護センターに関する事。
- (20) 広島県生活衛生適正化審議会に関する事。

薬務課

- (1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第四百十五号)に関する事。(農林水産局畜産課の所掌に属するものを除く。)
- (2) 薬剤師法(昭和三十五年法律第四百十六号)に関する事。
- (3) 麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)に関する事。
- (4) あへん法(昭和二十九年法律第七十一号)に関する事。
- (5) 大麻取締法(昭和二十三年法律第二百二十四号)に関する事。
- (6) 温泉法(昭和二十三年法律第二百二十五号)に関する事。
- (7) 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律(昭和三十一年法律第六十号)に関する事。
- (8) 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律(昭和四十八年法律第一百十二号)に関する事。
- (9) 毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三十三号)に関する事。
- (10) 覚醒剤取締法(昭和二十六年法律第二百五十二号)に関する事。
- (11) 医薬品の適正使用に関する事。

- (12) 献血の推進に関すること。
- (13) 生物学的製剤の管理及び医薬品その他の衛生用物資の需給調整に関すること。
- (14) 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、再生医療等製品等の情報処理及び生産指導に関すること。
- (15) 薬用植物に関すること。
- (16) 薬事工業生産動態等統計調査に関すること。
- (17) 肝炎対策に関すること。
- (18) 広島県薬事審議会に関すること。
- (19) 広島県麻薬中毒審査会に関すること。
- (20) 広島県献血推進審議会に関すること。
- (21) 他局及び健康福祉局中他課の所掌に属しない薬事に関すること。

医療介護計画課

- (1) 保健医療計画の推進に関すること。
- (2) 医療介護総合確保推進法に基づく広島県計画の推進に関すること。
- (3) 高齢者プランの推進に関すること。
- (4) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）に基づく病床転換助成事業に関すること。
- (5) 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）に基づく介護支援専門員に関すること。

医療機能強化担当課

- (1) 高度医療機能及び地域医療体制の確保に関すること。

医療介護人材課

- (1) 医師確保対策に関すること。
- (2) 保健師、助産師、看護師等に関すること。（健康危機管理課の所掌に属するものを除く。）
- (3) 介護保険法に基づく介護員養成研修及び福祉用具専門相談員指定講習に関すること。
- (4) 介護福祉人材の就業支援に関すること。
- (5) 小児医療に関すること。
- (6) 周産期医療に関すること。
- (7) へき地医療に関すること。
- (8) 角膜、臓器及び骨髄移植に関すること。
- (9) 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）に関すること。
- (10) 広島県立三次看護専門学校に関すること。
- (11) 広島県健康福祉センターに関すること。
- (12) 広島県准看護師試験委員に関すること。
- (13) 公益財団法人広島県地域保健医療推進機構に関すること。

健康づくり推進課

- (1) 健康づくりの推進に関すること。

- (2) 健康増進に関すること。
- (3) 食育に関すること。(農林水産局販売・連携推進課の所掌に属するものを除く。)
- (4) 歯科保健に関すること。
- (5) 栄養士及び調理師に関すること。
- (6) 栄養改善に関すること。
- (7) 石綿健康被害の救済に関すること。
- (8) がん対策に関すること。
- (9) 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健康診査及び特定保健指導に関すること。
(国民健康保険課の所掌に属するものを除く。)
- (10) 食品表示法に基づく栄養成分の量及び熱量その他の健康の増進を図るために必要な食品の表示に関すること。
- (11) 広島県立広島がん高精度放射線治療センターに関すること。
- (12) 広島県食育推進会議に関すること。
- (13) 広島県がん対策推進委員会に関すること。

医療介護保険課

- (1) 国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）に基づく保健医療機関等の指導監査に関すること。
- (2) 高齢者の医療の確保に関する法律に関すること。(健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。)
- (3) 介護保険法に関すること。(健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。)
- (4) 広島県後期高齢者医療審査会に関すること。
- (5) 広島県介護保険審査会に関すること。

国民健康保険課

- (1) 国民健康保険法に関すること。(医療介護保険課の所掌に属するものを除く。)
- (2) 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健康診査及び特定保健指導に関すること。(国民健康保険に係るものに限る。)
- (3) 広島県国民健康保険運営協議会に関すること。
- (4) 広島県国民健康保険審査会に関すること。

地域福祉課

- (1) 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に関すること。
- (2) 生活福祉資金に関すること。
- (3) 地域福祉活動の推進に関すること。
- (4) 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）に基づく老人居宅生活支援事業，老人福祉施設及び有料老人ホームに関すること。
- (5) 高齢者虐待の防止，高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第百五十四号）に関すること。

- (6) 介護保険法に基づく事業者及び施設に関すること。
- (7) 社会福祉法人及び社会福祉施設の指導監査に関すること。
- (8) 広島県社会福祉審議会に関すること。

地域共生社会推進課

- (1) 地域共生社会の基盤づくりに関すること。
- (2) 地域共生社会の推進に関する企画、普及啓発及び総合調整に関すること。
- (3) 地域包括ケア体制の構築に関すること。
- (4) 在宅医療に関すること。
- (5) 認知症施策に関すること。(健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。)
- (6) 老人福祉法に関すること。(医療介護計画課及び地域福祉課の所掌に属するものを除く。)
- (7) 民生委員法(昭和二十三年法律第百九十八号)に関すること。

社会援護課

- (1) 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)に関すること。
- (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)に関すること。
- (3) 生活困窮者自立支援法(平成二十五年法律第百五号)に関すること。(他局及び健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。)
- (4) 行旅病人及行旅死亡人取扱法(明治三十二年法律第九十三号)に関すること。
- (5) ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法(平成十四年法律第百五号)に関すること。(他局及び健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。)
- (6) 未帰還者留守家族等援護法(昭和二十八年法律第百六十一号)に関すること。
- (7) 引揚者給付金等支給法(昭和三十三年法律第百九号)に関すること。
- (8) 引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律(昭和四十二年法律第百十四号)に関すること。
- (9) 未帰還者に関する特別措置法(昭和三十四年法律第七号)に関すること。
- (10) 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和三十八年法律第六十一号)に関すること。
- (11) 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法(昭和四十二年法律第五十七号)に関すること。
- (12) 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和四十一年法律第百九号)に関すること。
- (13) 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法(昭和四十年法律第百号)に関すること。
- (14) 戦傷病者特別援護法(昭和三十八年法律第百六十八号)に関すること。
- (15) 戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第百二十七号)に関すること。
- (16) 旧軍人、軍属等の身上の取扱い及び未帰還邦人の調査に関すること。
- (17) 旧軍人及び軍属の恩給に関すること。
- (18) 旧軍人、軍属等の叙位及び叙勲に関すること。

障害者支援課

- (1) 障害者総合支援法に関すること。(子供未来応援課の所掌に属するものを除く。)
- (2) 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)に関すること。

- (3) 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）に関する事。
- (4) 発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）に関する事。
- (5) 障害者虐待の防止，障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）に関する事。
- (6) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）に関する事。
- (7) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）に関する事。
- (8) 児童福祉法に基づく障害児の福祉に関する事。
- (9) 福祉のまちづくりに関する普及啓発に関する事。
- (10) 心身障害者の扶養共済に関する事。
- (11) 広島県立身体障害者更生相談所に関する事。
- (12) 広島県立視覚障害者情報センターに関する事。
- (13) 広島県立障害者リハビリテーションセンターに関する事。
- (14) 広島県立障害者療育支援センターに関する事。
- (15) 広島県立福山若草園に関する事。
- (16) 広島県聴覚障害者センターに関する事。
- (17) 広島県障害者施策推進協議会に関する事。
- (18) 広島県障害者介護給付費等不服審査会に関する事。
- (19) 社会福祉法人広島県福祉事業団に関する事。
- (20) 健康福祉局中他課の所掌に属しない身体障害者，知的障害者及び精神障害者の福祉に関する事。

厚生環境事務所

- (1) 地域支援方策の総合的企画調整に関する事。
- (2) 保健・医療・福祉の総合相談に関する事。
- (3) 保健・医療・福祉に係る計画に関する事。（他課の所掌に属するものを除く。）
- (4) 社会福祉法及び民生委員法に関する事。
- (5) 災害救助法，災害弔慰金の支給等に関する法律に関する事。
- (6) 介護保険法に関する事。
- (7) 老人福祉法に関する事。
- (8) 保健福祉関係情報サービスに関する事。
- (9) 老人福祉施設に関する事。
- (10) 地域保健に関する思想の普及に係る福祉関係団体等との調整に関する事。
- (11) 児童福祉法，身体障害者福祉法，知的障害者福祉法及び障害者総合支援法に関する事。
- (12) 母子及び父子並びに寡婦福祉法に関する事。
- (13) 生活保護法に関する事。
- (14) 行旅病人及行旅死亡人取扱法に関する事。
- (15) 売春防止法に関する事。
- (16) 児童扶養手当法に関する事。
- (17) 児童の健全育成に関する事。

- (18) 母子家庭の福祉の向上に関する事。
- (19) 寡婦の福祉の向上に関する事。
- (20) 父子家庭の福祉の向上に関する事。

保健所

- (1) 医療及び医薬品に関する事。
- (2) 歯科技工士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師および臨床検査技師等に関する事。
- (3) 角膜、臓器及び骨髄移植に関する事。
- (4) 救急医療に関する事。
- (5) 地域保健に関する思想の普及及び向上に関する事。
- (6) 人口動態統計その他地域保健に係る統計に関する事。
- (7) 歯科保健に関する事。
- (8) 感染症の予防に関する事。
- (9) 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病により長期に療養を必要とする者の保健に関する事。
- (10) 精神保健及び精神障害者福祉に関する事。
- (11) 地域包括ケア体制の構築に関する事。
- (12) 母子及び乳幼児並びに老人の保健に関する事。
- (13) 栄養の改善及び食品衛生に関する事。
- (14) 水道及び生活環境の向上に関する事。
- (15) エイズ、結核、性病、伝染病その他の疾病の予防に関する事。
- (16) 小児特定疾患に関する事。
- (17) 衛生上の試験及び検査に関する事。
- (18) その他地域住民の健康の保持及び増進に関する事。

こども家庭センター

- (1) 児童福祉法による市町に対する技術的な援助及び助言に関する事。
- (2) 児童に関する相談に関する事。
- (3) 児童及びその家庭に関する調査及び判定に関する事。
- (4) 児童及びその保護者の指導に関する事。
- (5) 児童福祉法による児童等に対する措置に関する事。
- (6) 児童の一時保護に関する事。(広島県北部こども家庭センターを除く。)
- (7) 児童福祉法による障害児施設給付費、特定入所障害児食費等給付費及び障害児施設医療費の支給決定並びに障害児施設等の利用に係る情報の提供、相談及び助言、あっせん、調整並びに要請に関する事。
- (8) 市町の知的障害者の更生援護の実施に関し、市町相互間の連絡及び調整、市町に対する情報の提供その他必要な援助に関する事。
- (9) 知的障害者に対する専門的な知識及び技術を要する相談及び指導に関する事。
- (10) 18歳以上の知的障害者の医学的、心理学的及び職能的判定に関する事。

- (11) 障害者総合支援法による市町に対する技術的事項についての協力その他必要な援助に関すること。
- (12) 売春防止法に基づく要保護女子等問題を抱えた女性に関する相談、医学的、心理学的及び職能的判定、自立支援等に関すること。
- (13) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく配偶者暴力相談支援センターとして、配偶者又は生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力被害者支援に関する相談、医学的又は心理学的な指導、関係機関との調整、自立支援等に関すること。
- (14) 売春防止法及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく一時保護に関すること。（広島県西部こども家庭センターに限る。）
- (15) 広島県西部こども家庭センターは、前各号に規定する事務のほか、次に掲げる事務を分掌する。
 - ①他のこども家庭センターの援助及び連絡に関すること。
 - ②児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第四条に規定する中央児童相談所としての業務に関すること。
 - ③児童相談業務に関する県及び広島市の連携推進に関すること。

広島学園

不良行為をし、又はするおそれのある児童その他家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入園させるなど、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援する。

三次看護専門学校

保健師助産師看護師法に基づく看護師養成所として、看護師になろうとする者に対し、必要な知識及び技術を教授し、社会に貢献できる人材を育成する。

総合精神保健福祉センター

- (1) 精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及を図り、及び調査研究を行うこと。
- (2) 精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談及び指導のうち複雑又は困難なものを行うこと。
- (3) 精神医療審査会の事務を行うこと。
- (4) 精神障害者保健福祉手帳の交付申請に対する決定に関する事務のうち専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。
- (5) 回復途上にある精神障害者に、生活指導及び作業指導を行うこと。
- (6) 第二号及び前号の業務に付随する診療を行うこと。
- (7) 障害者総合支援法に基づく自立支援医療（障害者総合支援法施行令第一条の二第三号に規定する医療に限る。）に係る支給認定に関する事務のうち専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。
- (8) 障害者総合支援法による市町に対する技術的事項についての協力その他必要な援助に関すること。
- (9) その他精神保健及び精神障害者の福祉対策の推進を図るために必要な業務を行うこと。

食肉衛生検査所

- (1) 食鳥検査に関すること。
- (2) 食鳥処理業者の指導及び監督に関すること。

- (3) 前二号のほか、食鳥処理及び食鳥処理場に関する事。

動物愛護センター

- (1) 動物の愛護指導に関する事。
- (2) 犬の拘留に関する事。
- (3) 犬及びねこの引取りに関する事。
- (4) 疾病・負傷動物の収容に関する事。
- (5) 前各号のほか、動物の愛護及び狂犬病予防に関する事。(保健所の所掌に属するものを除く。)

身体障害者更生相談所

- (1) 市町の行う身体障害者の更生援護の実施に関し、市町相互間の連絡調整、市町に対する情報の提供
その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと。
- (2) 身体障害者に関する相談及び指導のうち、特に専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。
- (3) 身体障害者の医学的、心理学的及び職能的判定を行うこと。
- (4) 障害者総合支援法による市町に対する技術的事項についての協力その他必要な援助に関する事。
- (5) 障害者総合支援法に基づく自立支援医療(障害者総合支援法施行令第一条の二第二号に規定する医療に限る。)に係る市町に対する援助に関する事。
- (6) 障害者総合支援法による補装具費に係る市町に対する援助に関する事。
- (7) 必要に応じ、障害者総合支援法に規定する補装具の処方及び適合判定を行うこと。

3 地方機関所在地

名 称		所 在 地	電話番号
厚生環境事務所・保健所	西部厚生環境事務所 西部保健所	〒738-0004 廿日市市桜尾二丁目 2-68	(0829) 32-1181
	広島支所	〒730-0011 広島市中区基町 10-52	(082) 228-2111
	呉支所	〒737-0811 呉市西中央一丁目 3-25	(0823) 22-5400
	西部東厚生環境事務所 西部東保健所	〒739-0014 東広島市西条昭和町 13-10	(082) 422-6911
	東部厚生環境事務所 東部保健所	〒722-0002 尾道市古浜町 26-12	(0848) 25-2011
	福山支所	〒720-8511 福山市三吉町一丁目 1-1	(084) 921-1311
	北部厚生環境事務所 北部保健所	〒728-0013 三次市十日市東四丁目 6-1	(0824) 63-5181
こども家庭センター	広島県西部こども家庭センター	〒734-0003 広島市南区宇品東四丁目 1-26	(082) 254-0381
	広島県東部こども家庭センター	〒720-0838 福山市瀬戸町山北 291-1	(084) 951-2340
	広島県北部こども家庭センター	〒728-0013 三次市十日市東四丁目 6-1	(0824) 63-5181
広島県立広島学園		〒739-0151 東広島市八本松町原 10844	(082) 429-0351
広島県立三次看護専門学校		〒728-0023 三次市東酒屋町 10518-1	(0824) 62-5141
広島県立総合精神保健福祉センター		〒731-4311 安芸郡坂町北新地二丁目 3-77	(082) 884-1051
広島県食肉衛生検査所		〒728-0013 三次市十日市東四丁目 6-1	(0824) 63-1305
広島県動物愛護センター		〒729-0413 三原市本郷町南方 8915-2	(0848) 86-6511
広島県立身体障害者更生相談所		〒739-0036 東広島市西条町田口 295-3	(082) 425-1455

Ⅱ 予 算

令和 3 年 度

当 初 予 算 の 概 要

健 康 福 祉 局

令和3年度当初予算総括表

1 一般会計

(単位:千円)

区 分	令 和 3 年 度 当 初 予 算 額				令和2年度 当初予算額 B	比 較	
	A	国庫 支出金	その他	一般財源		A－B	A/B %
民生費	131,089,158	4,139,771	5,943,679	121,005,708	129,147,291	1,941,867	101.5
衛生費	79,323,800	22,123,459	4,474,191	52,726,150	73,695,622	5,628,178	107.6
公債費	6,444	0	133	6,311	172	6,272	3746.5
計	210,419,402	26,263,230	10,418,003	173,738,169	202,843,085	7,576,317	103.7
県 総 額	1,093,840,000				1,090,500,000	3,340,000	100.3

※ 県総額に対する健康福祉局関係予算の構成比:19.2%。令和3年6月補正後の現計予算額は 337,093,845 千円

2 特別会計

(1)母子・父子・寡婦福祉資金特別会計

(単位:千円)

区 分	令 和 3 年 度 当 初 予 算 額					令和2年度 当初予算額 B	比 較	
	A	繰入金	繰越金	諸収入	県 債		A－B	A/B %
母子・父子 ・寡婦 福祉資金	450,763	2,859	263,145	184,759	0	532,390	△81,627	84.7

(2)国民健康保険事業費特別会計

(単位:千円)

区 分	令 和 3 年 度 当 初 予 算 額					令和2年度 当初予算額 B	比 較	
	A	分担金 ・負担金	国庫 支出金	その他	繰入金		A－B	A/B %
国民健康保険 事業費	234,352,859	66,202,685	61,386,851	93,296,489	13,466,834	237,750,975	△3,398,116	98.6

令和3年度当初予算主要事業一覧

(令和2年度2月補正予算〔国の第三次補正予算を活用した県の補正予算〕を含む)

事業名等		事業費(千円) ※ () は内数	ページ
■ 新型コロナウイルス感染症対策の強化			
1	新型コロナウイルス感染症対策事業【2月補正含む】	23,671,006	3
	(1) 感染拡大防止対策	3,603,145	4
	①オンライン診療活用検討事業【新規】	(18,213)	5
	②新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業【新規】【2月補正】	(319,645)	6
	(2) 医療提供体制の確保	17,093,842	7
	(3) 3密を避けた事業継続と雇用維持	5,776	
	(4) 安心・安全な県民生活	2,968,243	8
■ それぞれの欲張りなライフスタイルの実現			
□ 県民の挑戦を後押し			
◆ 県民が抱く不安を軽減し『安心』につなげる			
○ 子供の健やかな育ちを支える環境の充実			
2	ひろしま版ネウボラ構築事業	74,031	9
3	子供の予防的支援構築事業	124,504	10
4	保育所入所事務デジタル化推進事業【新規】	2,431	11
5	児童虐待防止対策事業	248,853	12
6	特定不妊治療支援事業【2月補正含む】	693,456	13
○ 人生100年時代を見据えた「健康寿命の延伸」			
7	働き盛り世代の健康づくり推進事業	24,545	14
8	がん対策推進事業(がん予防・がん検診)	67,159	15
○ 持続可能な医療・介護提供体制の構築			
9	地域医療介護総合確保事業	5,202,913	16
10	福祉医療費公費負担事業	6,370,178	17
○ 地域共生社会の実現			
11	地域共生社会推進事業	31,313	18
12	いのちを守る! 動物愛護推進事業	40,534	19
13	防災と福祉の連携による個別計画策定促進事業【新規】	7,442	20

新型コロナウイルス感染症 対策の強化

1 新型コロナウイルス感染症対策事業（一部国庫）【一部新規】 【2月補正含む】

令和3年度当初予算額 4,918,991 千円

令和2年度2月補正予算額 18,752,015 千円（R2 当初予算額 0 千円）

1 目的

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するとともに、様々な課題に迅速かつ適切に対処する。

2 事業内容

（単位：千円）

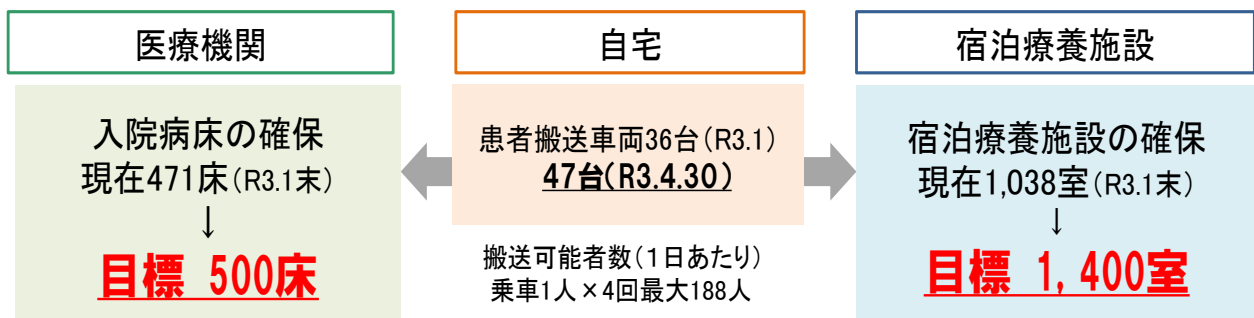
区 分	内 容	令 和 2 年 度 2月補正予算額	令 和 3 年 度 当 初 予 算 額
感染拡大防止対策	オンライン診療活用検討事業 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業 ほか	445,624	3,157,521
医療提供体制の確保	感染症医療従事者支援事業 感染症医療提供体制強化事業 ほか	15,778,416	1,315,426
3密を避けた事業 継続と雇用維持	障害者経済的自立支援事業	—	5,776
安心・安全な 県民生活	在宅高齢者見守り支援事業 妊産婦総合対策事業 ほか	2,527,975	440,268 ※1
合 計		18,752,015	4,918,991 ※2

※1 基金積立を除く事業費

※2 令和3年6月補正後の現計予算額は131,542,404千円（感染拡大防止対策：93,491,264千円、医療提供体制の確保：33,647,798千円、3密を避けた事業継続と雇用維持：5,776千円、安心・安全な県民生活：4,397,566千円）

【医療提供体制の確保及び検査体制の基本的な考え方】

1,900人分の受入体制を確保



入院病床500床、宿泊施設1,400室の水準：

広島市の直近1週間の10万人当たり新規患者数 最大44.1人 (R2.12.26)

県内全域で換算すると 177人/日

⇒ 新規患者数 177人/日 が1週間継続しても対応できる体制

1 新型コロナウイルス感染症対策事業

(1) 感染拡大防止対策

令和3年度当初予算額 3,157,521 千円

令和2年度2月補正予算額 445,624 千円 (R2 当初予算額 0 千円)

■ 事業内容

(単位：千円)

区 分	内 容	R3 当初予算額
オンライン診療 活用検討事業 【新規】	○コロナ禍において医療機関の受診を控える県民や感染拡大時の自宅療養者等の オンライン診療・服薬指導に向けて、有効性及び安全性等の検証を行う。 【対象地域】二次保健医療圏域 7 圏域 (60 か所程度)	18,213
帰国者・接触者 相談窓口設置事業	○保健所機能の維持・強化を図るため、相談窓口の設置を継続するとともに、積 極的疫学調査の体制を強化する。 【期間】～R4.3.31 コールセンター16 回線、相談職員等 (22 人) 配置	393,895
感染情報分析・患者 等フォローアップ 事業	○積極的疫学調査等を通じて得たデータを分析し、感染予防や感染拡大防止に向 けた県民への情報発信や今後の感染症対策に生かす。 【期間】～R3.9.30 情報分析業務委託、専門職 (4 人) の配置	34,802
P C R 検査体制 強化事業	○行政検査に必要な試薬の購入や、PCR センターの設置、民間検査機関への検査 委託等を行う。 ・保健環境Cの試薬購入 (120 件×120 日) ・感染状況を踏まえた PCR センターの設置 (県内 5 か所) ・民間検査機関への検査委託 (2,300 件×14 日)	1,045,259
感染拡大防止支援 事業	○感染症診療体制が維持できるよう、医療資材のひっ迫に備え、医療資材の備蓄 や配送について、業務委託等を行う。 【期間】～R3.9.30 備蓄配送業務委託、資材管理従事員 (2 人) の配置	178,969
介護施設等職員 感染拡大防止事業	○重症化しやすい高齢者や障害者が入所する施設の職員や入所者を対象に、P C R 検査又は抗原検査を実施する。 【対象職員数】18,700 人×2 回×4 か月 【対象入所者数】27,000 人 (475 施設)	1,300,525
児童養護施設等 環境改善事業	○児童養護施設等で生じた人件費等のかかり増し経費を支援する。 【補助上限額】8,000 千円/施設 【対象施設数】10 施設	80,000
軽症患者等 搬送業務委託事業	○軽症患者等の搬送業務を民間事業者へ委託する。 ・9 台 (本庁 2 台、7 保健所) × 3 か月	87,480
飲食店における 感染予防対策事業	○新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店及び広島積極ガード店に関する周知 啓発に取り組むとともに、登録店舗に対して実地調査を行う。 【対象施設数】6,500 施設	18,378
合 計		3,157,521

※令和3年6月補正後の現計予算額は 93,491,264 千円

区 分	内 容	2 月補正予算額
新型コロナウイルス ワクチン接種体 制確保事業【新規】	○新型コロナウイルスワクチンを接種する体制を整備する。 ・コールセンター16 回線 ※R3 年度へ繰越予定 (～R3.9.30)	319,645
新型コロナウイルス 感染症に関する 相談窓口設置事業	○新型コロナウイルス感染症に関する不安などの相談に対応するため、保健所設 置市のコールセンターへの転送に係る通信費用を補助する。 ※R3 年度へ繰越予定 (～R4.3.31)	20,979
介護施設等整備事業	○高齢者施設における感染拡大防止を図るため、ゾーニング整備を行う事業者に 対して補助する。 【対象整備箇所数】10 か所 ※R3 年度へ繰越予定	105,000
合 計		445,624

1 新型コロナウイルス感染症対策事業

(1) 感染拡大防止対策

① オンライン診療活用検討事業（国庫）【新規】

予算額 18,213 千円（R2 当初予算額 0 千円）

1 目的

今後の普及が見込まれるオンライン診療・服薬指導について、有効性や安全性等の検証を行う。

2 事業内容

(単位：千円)

区 分	内 容	予算額
オンライン診療等の普及に向けた効果検証	○コロナ禍において、医療機関の受診を控える県民や、感染拡大期において、自宅療養等を行う新型コロナウイルス感染症患者等に対して、モデル的にオンライン診療からオンライン服薬指導を一気通貫して実施するために必要な経費を補助するとともに、有効性や安全性等の検証を行う。 【対象地域】 ・二次保健医療圏域 7 圏域（60 か所程度） 【補助対象経費】 ・情報通信機器の購入（補助上限：100 千円） ・オンライン診療等システム導入に係る初期費用（補助上限：100 千円） ・オンライン診療等システム月額使用料（補助上限：月額 10 千円）	18,213
合 計		18,213

1 新型コロナウイルス感染症対策事業

(1) 感染拡大防止対策

② 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業（国庫）【新規】 【2月補正】

令和2年度2月補正予算額 319,645 千円 (R2 当初予算額 0 千円)

1 目的

新型コロナウイルスワクチン接種を円滑に行うために、医療従事者等に対する接種体制の整備を行うとともに、市町が行う住民接種体制の整備を支援し、県民が安心してワクチン接種できる体制を確保する。

2 事業内容

(単位：千円)

区 分	内 容	令和2年度 2月補正予算額
相談窓口の設置	○県民からのワクチン接種に関する専門的な相談に応じる専門窓口の設置 ○コールセンターの設置（～R3.9.30）	187,645
ワクチン接種に係る県民への周知	○接種の対象となる全県民に対し、接種スケジュールや相談窓口に関する適切な情報発信を行うため、各種広報媒体を用いた周知を行う。	132,000
合 計		319,645

※令和3年6月補正後の現計予算額は7,218,792千円(令和2年度2月補正予算額を含む)

1 新型コロナウイルス感染症対策事業

(2) 医療提供体制の確保

令和3年度当初予算額 1,315,426 千円

令和2年度2月補正予算額 15,778,416 千円 (R2 当初予算額 0 千円)

(3) 3密を避けた事業継続と雇用維持

令和3年度当初予算額 5,776 千円 (R2 当初予算額 0 千円)

■ 事業内容

(単位：千円)

区 分	内 容	R3 当初予算額
感染症医療従事者支援事業	○新型コロナウイルス感染症患者に対応する医療従事者に対し、特殊勤務手当を支給する医療機関に対し、経費を補助する。 【対象者】帰国者・接触者外来、診療・検査医療機関等（249 箇所）の医療従事者 ・4,000 円/日・人×4 か月	630,191
医療従事者に対する検査体制支援事業	○感染症医療の最前線で業務にあたる医療従事者を対象に、定期的（月1回）にPCR検査を実施する。 【対象者】感染症協力医療機関等の医療従事者 14,300 人×4 か月	468,184
医療提供体制確保事業	○患者を受け入れる病床を確保する医療機関等の設備整備や、医療従事者の宿泊施設の確保のほか、消毒費用に対して補助する。 【宿泊施設確保数】450 人 【消毒費用補助対象数】30 施設	122,738
薬局等に対する継続再開支援事業	○新型コロナウイルス感染等で業務を行えない薬剤師が勤務する医療機関・薬局への代替薬剤師の派遣や、業務の継続・再開に対して支援する。 【薬剤師派遣・消毒経費補助対象数】各3施設	4,113
在宅障害者医療等提供体制確保事業	○在宅の重症心身障害児（者）や、介護者等が感染した場合に、継続した医療的ケアや障害福祉サービスの提供を行うための体制を整備する。 ・医療的ケア児等の入所や見守り支援等:30 日分	18,018
危機発生時における医療体制強化事業	○広島大学と連携して、新興感染症、災害医療及び救命救急医療など、有事に焦点を置いた、県の危機医療の体制強化を図る。 ・医療機関調整等を行う医師（1人）の配置 ・感染症対応の事業継続計画策定のための研修 等	20,596
感染症対策急性期医療チーム等派遣事業	○DMAT（感染症対策急性期医療チーム）や看護師等をクラスター発生施設に派遣する際に必要な、新型コロナウイルス感染症対応保険に加入する。 【対象人数】DMAT 20 人、看護師 5 人、精神医療チーム 32 人	3,363
医療機関等感染拡大防止対策支援事業	○医療従事者等に対する慰労金や医療機関に対する支援金支給に係る事務費 ・実績報告等の処理見込:8,400 件	48,223
合 計		1,315,426

※令和3年6月補正後の現計予算額は33,647,798 千円

区 分	内 容	2月補正予算額
感染症医療提供体制強化事業	○新型コロナウイルス感染症患者等の入院病床の確保等について支援を行うことにより、公衆衛生の向上を図る。 ・想定200床→見込500床（4か月） ※R3年度へ繰越予定	12,145,884
宿泊療養施設確保事業	○軽症患者が療養するための宿泊療養施設を確保する。 ・想定700室→見込1,400室（4か月） ※R3年度へ繰越予定	3,570,359
感染症患者搬送車両整備事業	○患者搬送体制を強化するため、県において搬送車両を追加整備するとともに、市町の搬送車両の配備に対し補助する。 ・想定36台→見込47台 ※R3年度へ繰越予定	62,173
合 計		15,778,416

区 分	内 容	R3 当初予算額
障害者経済的自立支援事業（新型コロナ対応）	○感染症の影響による需要減少等を考慮し、共同受注窓口（就労支援事業所等）の受注拡大に向けた営業活動を支援する。 【期間】～R4.3.31・営業・広報アシスタント（2人）の配置	5,776
合 計		5,776

1 新型コロナウイルス感染症対策事業

(4) 安心・安全な県民生活

令和3年度当初予算額 440,268 千円

令和2年度2月補正予算額 2,527,975 千円 (R2 当初予算額 0 千円)

■ 事業内容

(単位：千円)

区 分	内 容	R3 当初予算額
在宅高齢者見守り支援事業	○コロナ禍における高齢者の健康状態確認など、一人暮らし高齢者等の見守り支援強化のための、市町における民生委員の活動費の上乗せ分を、継続して補助する。 【補助額】 1,000 円/月×2,540 人×12 か月	30,480
妊産婦総合対策事業	○希望者に対し分娩前にPCR検査を実施するとともに、気軽に相談できるよう、助産師がかかりつけ医等と連携し、オンライン相談を行う。 【PCR検査対象数】 約6,600 人 (R1 分娩20,000 件/12 月×4 か月)	97,600
産後ケア事業 (広島県妊産婦支援事業緊急補助金)	○新型コロナの感染拡大に伴い、強い不安を抱える産前や出産直後の母子が心身のケアや家事・育児のサポートを受けやすい環境を整備する。 【期間】 ~R4.3.31 【産後ケア利用対象数】 約2,500 人	19,383
子育て環境改善事業 (相談・交流支援)	○子育て家庭が安心して気軽に相談・交流できるよう、市町や地域子育て支援拠点においてオンライン相談・交流の支援体制を確保する。 【期間】 ~R4.3.31 オンライン通信費 (タブレット220 台)	15,266
子供の緊急一時預かり支援事業	○保護者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合に、子供を一時保護所等で預かる。 ・家政婦等の雇用: 2 名×3 か月 児童養護施設への委託: 7 施設×3 か月	13,639
こころのケア推進事業	○新型コロナ感染症の影響等による心のケアの相談窓口を設置するとともに、SNS相談を実施する。 【期間】 ~R4.3.31・相談職員 (1 人) の配置, SNS相談業務委託	15,406
介護サービス継続支援事業	○訪問によるサービス提供等、代替手段によりサービスを継続する場合の経費の補助や応援職員派遣のコーディネート機能の確保を実施する。 ・通所系事業所等 (90) へのかかり増し経費支援 ・市町・事業所の支援体制構築 23 市町	175,950
障害福祉サービス提供体制確保事業	○訪問によるサービス提供等、代替手段によりサービスを継続する場合の経費の補助や応援職員派遣のコーディネート機能の確保を実施する。 ・通所系事業所等 (51) へのかかり増し経費支援 ・市町・事業所の支援体制構築 23 市町	50,224
介護福祉士等修学資金貸付制度補助金	○新型コロナの影響により需要が高まっている介護福祉士修学資金貸付金における、福祉系高校の生徒等に対する貸付に必要な原資を、県社会福祉協議会に対して補助する。 ・福祉系高校修学資金等: 124 人	22,320
合 計		440,268

※令和3年6月補正後の現計予算額は4,397,566 千円

地域医療介護総合確保基金積立事業 (新型コロナ対応)	○地域医療介護総合確保基金を活用する新型コロナ対策について、所要額を積み立てる。 【負担割合】 国 2/3, 県 1/3	198,270
----------------------------	--	---------

区 分	内 容	2 月補正予算額
介護福祉士等修学資金貸付制度補助金	○新型コロナ感染症の影響により需要が高まっている貸付金の原資について、不足が見込まれるため、県社会福祉協議会に補助する。 ・介護福祉士養成施設等に在学する学生に対する受講費用や、離職した介護職員に対する再就職準備金等: 582 人	551,720
生活福祉資金貸付制度補助金	○休業等を理由に、一時的な資金が必要な方への緊急の貸付について、受付期間の延長に伴い、原資 (債権管理費を含む) を県社会福祉協議会に補助する。 ・債権管理事務費 緊急小口資金: 2 年 総合支援資金: 10 年	1,936,500
障害福祉サービス事業所等デジタル技術導入支援事業	○介護業務の負担軽減や、職場環境の改善を図るため、ICT・ロボット等の先端技術導入に係る経費を支援する。 【補助率】 国 2/3, 県 1/3 ※R3 年度へ繰越予定	39,755
合 計		2,527,975

2 ひろしま版ネウボラ構築事業（一部国庫）

予算額 74,031 千円（R2 当初予算額 88,267 千円）

1 目的

子育てに関する不安や負担を軽減し、子供を希望する人が安心して妊娠・出産・子育てできる環境整備に向けて、子供と家庭に関する切れ目のない相談・支援体制である「ひろしま版ネウボラ」を構築する。

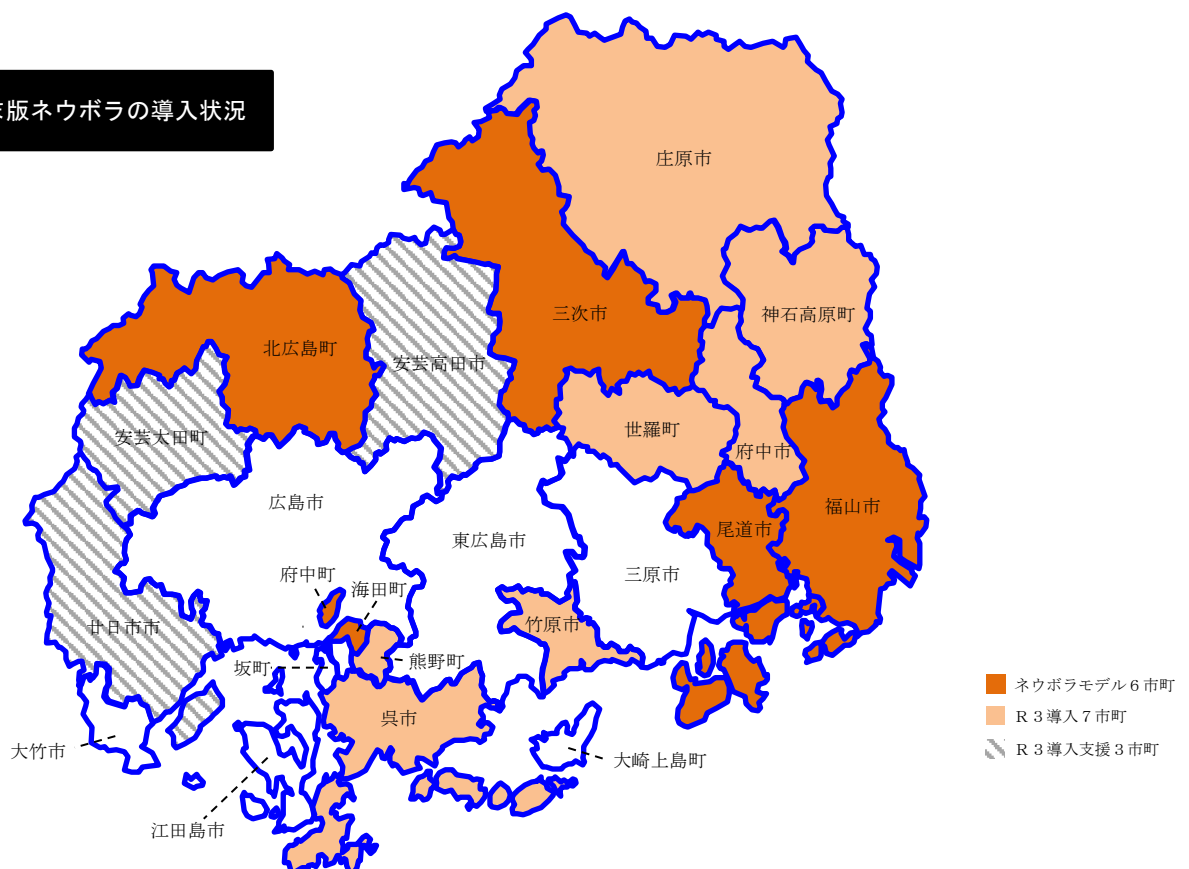
2 事業内容 <ワーク番号：01>

「ひろしま版ネウボラ」の全県展開に向け、市町と理念を共有した上で、基本型の実施及び導入支援を行うとともに、その効果や課題を検証し、基本型の強化・改善につなげる。
また、ネウボラに必要な専門職人材の育成を図る。

（単位：千円）

区 分	内 容	予算額
ひろしま版 ネウボラ 構築事業	○ひろしま版ネウボラの実施市町の拡大【拡充】 ひろしま版ネウボラ実施市町（13 市町）及び導入支援市町（3 市町）において、基本型に基づく取組を支援 ○基本型の評価検証	68,185
ひろしま版 ネウボラ 市町支援事業	○ひろしま版ネウボラ人材育成研修 専門職の確保や業務の質の向上を図るため、母子保健や子育て支援業務に従事している相談員向けの研修を実施	5,846
合 計		74,031

ひろしま版ネウボラの導入状況



3 子供の予防的支援構築事業（単県）

予算額 124,504 千円（R2 当初予算額 82,674 千円）

1 目的

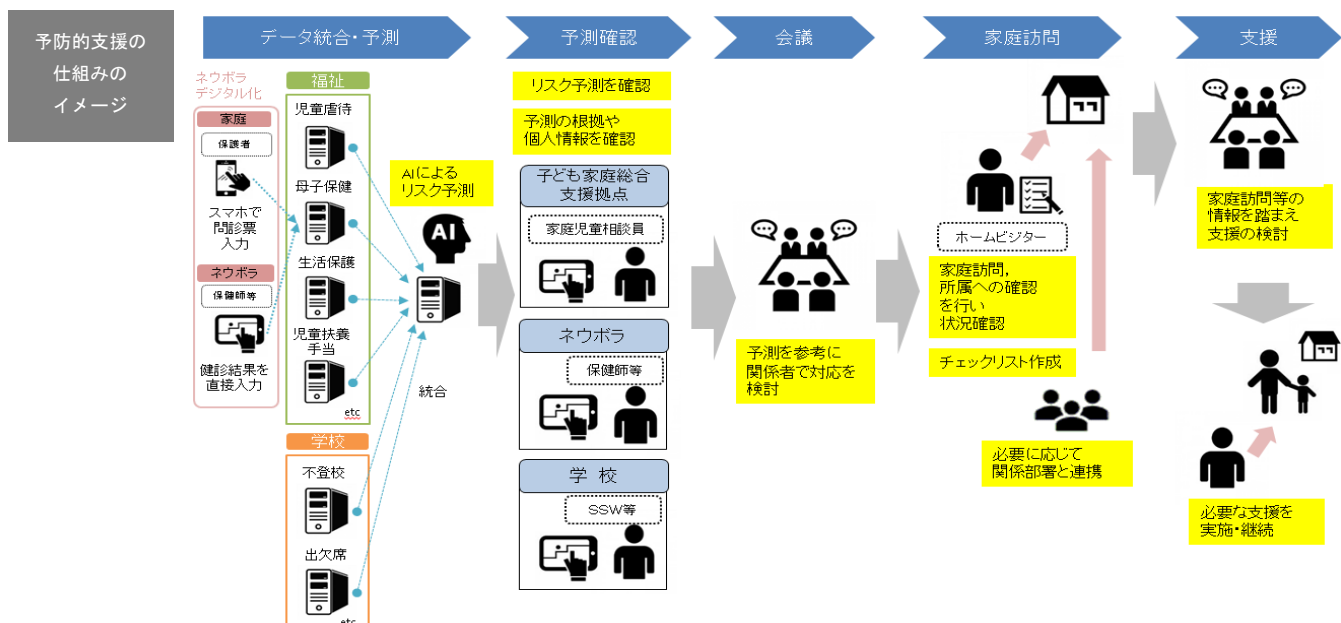
子供の育ちにつながるリスクを早期に把握し、関係者で情報共有して予防的支援を行うことにより、問題が未然に防止され、子供が心身ともに健やかに育つ環境づくりに取り組む。

2 事業内容 <ワーク番号：01>

モデル市町において、福祉や教育をはじめ子供の育ちに関係する様々な情報をA Iを活用して分析することにより、子供や子育て家庭が抱える様々なリスクの状況を早期に察知して関係者間で情報を共有し、最適な予防的支援を継続的に行う仕組みを構築する。

（単位：千円）

区 分	内 容	予算額
子供の予防的支援構築事業	○A Iを活用した子供の予防的支援の仕組みづくり モデル市町（府中町，府中市，海田町，三次市）において、福祉や教育などの子供の育ちに関係する様々な情報をA Iを活用したシステムにより分析 子供や子育て家庭が抱える児童虐待や不登校など、様々なリスクの状況を早期に察知して、関係者間（ネウボラ，学校等）で情報を共有し、最適な予防的支援を継続的に行う仕組みを構築 ※R 3年度は府中町，府中市においてA Iを活用したシステムを試行的に運用 ○ネウボラのデジタル化 子育て家庭の利便性の向上及びA I リスク予測システムにおける分析への活用のため、紙カルテでの運用が中心の母子保健データをデジタル化するシステムを開発	124,504
合 計		124,504



4 保育所入所事務デジタル化推進事業【新規】（単県）

予算額 2,431 千円（R2 当初予算額 0 千円）

1 目的

待機児童を解消するため、これまで実施してきた施設整備及び保育士確保に加え、新たに AI により市町が行う保育所入所調整の最適化・効率化を図るとともに、県民サービスの向上のため、すべての市町において入所事務全般のデジタル化を進める。

2 事業内容 <ワーク番号：02>

（単位：千円）

区 分	内 容	予算額
デジタル技術（AI）による入所調整の最適化・効率化	○待機児童解消のため、デジタル技術（AI）の導入により入所調整を最適化・効率化する市町に対し、経費の一部を支援する。 【対象市町】東広島市 【補助率】事業費の 1 / 2	2,000
入所事務のデジタル化の推進	○県民サービスの向上のため、入所事務デジタル化推進会議（仮称）において、県内すべての市町における入所事務全般のデジタル化について検討する。	431
合 計		2,431

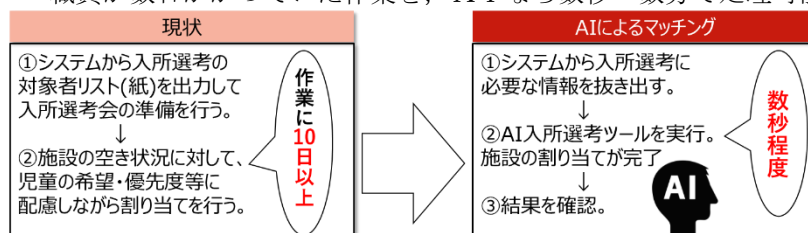
【参考】保育所入所 AI システム

- 選考会から内定通知書の発送までの期間を短縮



- 削減できた業務時間を活用し、入所保留（待機）になった保護者への個別対応を充実
- 選考後に辞退者が出た場合など、内定通知書発送後でも、その時点の情報で何度でも選考可能

- 職員が数日かかっていた作業を、AI なら数秒～数分で処理可能



5 児童虐待防止対策事業（一部国庫）

債務 [1,583,039 千円]

予算額 248,853 千円 (R2 当初予算額 209,252 千円)

1 目的

深刻化する児童虐待に対し適切に対応するため、こども家庭センターの体制や市町の相談援助機能を強化し、子供の安全確認・安全確保の徹底を図る。

狭隘化している東部こども家庭センター一時保護所について、適切に被虐待児童等を保護できる体制を整える。

2 事業内容 <ワーク番号：04>

(単位：千円)

区 分		内 容	予算額
児童虐待防止対策事業	1 予防		7,182
	オレンジリボンキャンペーン事業	○体罰の禁止や虐待通告について、県民の理解を得るため、広報啓発を実施	7,182
	2 こども家庭センター等の体制強化		159,462
	専門スタッフの活用	○弁護士、警察官OBなどの専門スタッフを配置	147,014
	児童虐待対応体制の強化	○こども家庭センターや市町職員等の育成や業務の効率化についての検討会議や専門性を高める研修を実施 ○子ども家庭総合支援拠点の設置促進のため専門家を派遣等	12,448
	3 児童・家庭への援助		8,524
	心理的ケアの充実	○保護者に対するグループワークの実施、被虐待児に対する心理療法の実施	929
	未成年後見人支援事業	○社会的養護下の児童等の未成年後見人に対し費用を助成	7,595
	4 児童養護施設等の退所後の支援		31,505
	親子支援プログラムの実施	○被虐待児の家庭復帰の際に保護者に対して、カウンセリングや心理教育、具体的な育児指導等を実施	2,990
	児童養護施設等の環境改善、退所児童等の自立の支援	○児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業 ○施設を退所した児童等に対する相談支援の実施 ○退所後にアパート等を賃借する際の身元保証人の確保 等	28,515
東部こども家庭センター一時保護所増改築事業		○東部C一時保護所増改築の実施設計の実施 (債務負担：東部C一時保護所増改築工事費)	(債務 1,583,039) 42,180
合 計			(債務 1,583,039) 248,853

6 特定不妊治療支援事業（一部国庫）【2月補正含む】

令和3年度当初予算額 646,400 千円

令和2年度2月補正予算額 47,056 千円（R2 当初予算額 139,135 千円）

1 目的

子供を持ちたいと願う夫婦が妊娠・出産の希望をかなえるため、特定不妊治療（体外受精・顕微授精）に係る経済的負担を軽減し、もって、妊娠・出産しやすい環境づくりに取り組む。

2 事業内容

国の第三次補正予算により、安心こども基金を活用した特定不妊治療制度の拡充を行う。

（単位：千円）

区 分	内 容	令和2年度 2月補正予算額	令和3年度 当初予算額
安心こども 基金積立	○特定不妊治療支援事業を行うための財源 を「安心こども基金」へ積立	532,928	—
特定不妊治療 支援事業	○指定機関で受けた特定不妊治療費に要する 助成費用の増額 ・所得要件の撤廃 ・治療1回あたりの助成上限額を15万円 から30万円に増額 (採卵を伴わない場合等の助成上限額に ついては、7.5万円から10万円に増額) ・助成回数の要件を「通算6回」から「1 子ごと6回まで」に拡充 ※令和3年1月1日以降に終了した治 療を対象 ※広島市、呉市、福山市分については、 市へ県（安心こども基金）から1/2 補助	47,056	646,400
合 計		47,056	646,400

7 働き盛り世代の健康づくり推進事業（一部国庫）【一部新規】

予算額 24,545 千円（R2 当初予算額 53 千円）

1 目的

人生 100 年時代を迎える中，県民一人一人が，それぞれのライフステージに応じて，心身ともに健康で活躍できるよう，若い時期からの適切な生活習慣の定着を図る。

2 事業内容 <ワーク番号：14, 15>

企業の従業員や家族に対する健康づくりの取組の実践が，県民の健康増進に向けた取組の一層の推進につながるため，従業員の健康を重要な経営資源と捉えて健康増進に積極的に取り組む「健康経営」を行う事業所を支援する。

加えて，健康データなどを活用した健康づくりに向けて，具体の手法を検討する。

（単位：千円）

区 分	内 容	予算額
「健康経営」 セミナー及び 優良企業表彰	○経営者を対象に，「健康経営」を開始することを目的とした導入セミナーを県内 13 会場で開催【新規】 ○経営者を対象に，「健康経営」を継続するために必要な具 体の技術的支援を目的とした継続セミナーを県内 13 会場 で開催【新規】 ○「健康経営」に特に積極的に取り組む企業を表彰	3,307
連携協力協定 締結企業を 通じた働きかけ	○健康増進に関して連携協力協定を締結している企業の営 業社員から，経営者に「ひろしま企業健康宣言」へのエン トリーを働きかけ【新規】	166
健診情報等の データ活用 に係る検討	○若い時期からの適切な生活習慣の定着に向けて，企業，大 学等と実証試験を行い，健診情報等のデータを活用した効 果的な介入方法を検討【新規】	21,072
合 計		24,545

8 がん対策推進事業（がん予防・がん検診）（一部国庫）【一部新規】

予算額 67,159 千円（R2 当初予算額 78,021 千円）

1 目的

「県内のどこに住んでいても，どんな“がん”であっても，安心して暮らせる広島県」，「県民みんながそれぞれの立場で「がん対策」に取り組む社会」の実現を目指して，「がん予防・がん検診」，「がん医療」及び「がんとの共生」の3つの分野を柱とした総合的な対策を実施する。

2 事業内容 <ワーク番号：16>

がん対策の3つの分野のうち「がん予防・がん検診」の目標達成に向けた取組を強化する。

（単位：千円）

区 分	内 容	予算額
がん予防	○たばこ対策推進事業 ・健康増進法に規定する受動喫煙防止対策に関する実態調査等を実施 ○ウイルス性肝炎対策 ・市町の保健師・企業の健康管理担当者等を「肝疾患コーディネーター」として養成し，肝炎ウイルス検査の受検勧奨や陽性者に対する受診勧奨を実施 ・継続的な受診勧奨及び定期検査費用の助成等による肝炎重症化・肝がんへの進行を予防	13,388
がん検診	○がん検診受診率向上対策事業 ・事業所訪問及び企業に対する説明会等による職域における受診勧奨の取組の強化【一部新規】 ・職域の被扶養者に対する個別受診勧奨（閣下ハガキの送付） ・職域保険から国民健康保険への切り替えのタイミングでの受診勧奨モデル実施【新規】 ・市町が実施する受診勧奨・再勧奨の手法等の改善支援 ○がん検診精度管理推進事業 ・市町が実施するがん検診の精度向上のため専門家による評価・助言・研修等を実施	53,771
合 計		67,159

9 地域医療介護総合確保事業（一部国庫）【一部新規】

債務 [288,000 千円]

予算額 5,202,913 千円 (R2 当初予算額 4,303,128 千円)

1 目的

地域における限りある医療・介護資源を効果的に活用して、急性期医療から在宅医療・介護まで一連のサービスが適切に提供されるよう、持続可能な医療提供体制と地域包括ケア体制の構築を図る。

2 事業内容 <ワーク番号：16, 18, 19, 20, 21, 22>

「地域医療介護総合確保基金」を積み立てるとともに、これを活用し、病床の機能分化・連携、在宅医療の推進、医療従事者の確保など医療・介護サービスの提供体制の充実に向けた事業を実施する。

(単位：千円)

区 分	内 容	予算額
地域医療介護総合確保基金積立	医療・介護サービスの提供体制を充実させるため、「地域医療介護総合確保基金」へ積立（国 2/3，県 1/3）	3,135,383
医療資源の効果的な活用	○病床機能転換等に係る経費の補助【一部新規】 ○各構想区域における医療機能の分化・連携等に係る検討支援 ○糖尿病の専門医が少ない地域の患者に生活習慣を指導する遠隔医療のモデル実施	1,745,388
	○医療機関の連携を促進する地域医療連携情報ネットワークの整備を推進【一部新規】	67,200
在宅医療連携体制の確保	○地域包括ケアシステムの質の向上に向けた人材育成・アドバイザー派遣等，重点的な市町支援【一部新規】 ○高齢者の健康づくり「通いの場」推進事業 ○心不全患者の在宅でのリハビリを支援する施設と回復期を担う医療機関との効果的な連携体制の構築【新規】 ○在宅医療の質向上を図るため薬局・薬剤師と地域多職種との連携を推進【新規】 ○要介護高齢者に対する在宅リハビリの支援 等	155,692
介護サービス基盤の整備	○小規模介護施設の整備支援（11 施設） ○介護施設等の開設準備経費支援（68 施設）等	1,500,666
介護サービスの質向上と適正化	○介護支援専門員研修向上委員会において，研修内容及び受講効果等の評価・分析を行い，各種研修事業の充実を推進	22,766
認知症サポート体制の充実	○認知症高齢者等が安心して在宅で生活するための成年後見制度等の普及・推進 ○医療・介護関係者の認知症高齢者への対応能力の向上のための研修を実施 等	38,299
医療従事者の確保	○広島大学ふるさと枠・岡山大学地域枠等の医学生への奨学金貸付 ○勤務医の働き方改革の推進 ○看護職員を確保するため，無料職業紹介等を実施するナースセンターを運営 等	(債務 288,000) 1,545,896
介護人材の確保・育成・定着	○魅力ある福祉・介護の職場宣言ひろしまの認証推進 ○介護事業所への介護ロボット・ICT機器の導入支援 ○初任介護職員等に対する基礎知識・技術習得及び離職防止のための研修会【一部新規】 ○介護職員向けの防災研修の実施【新規】 等	127,006
合 計		(債務 288,000) 5,202,913

10 福祉医療費公費負担事業（単県）【一部新規】

予算額 6,370,178 千円（R2 当初予算額 6,327,063 千円）

1 目的

重度心身障害児（者）や乳幼児、ひとり親家庭等の児童の健康の維持と福祉の増進を図る。

精神障害者については、医療、障害福祉・介護、住まいや就労等を包括的に支援する「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向け、公費負担医療制度である自立支援医療（精神通院）とは別に、県・市町独自の通院医療費助成制度を創設し、再発・重症化による再入院等の防止を図ることにより、地域生活への移行・定着を促進する。

2 事業内容

重度心身障害児（者）、乳幼児、ひとり親家庭等、重度精神障害者に対して、市町が医療費の自己負担分の一部を助成する事業について、その経費の一部を補助する。

（単位：千円）

区 分	内 容		予算額
重度心身障害児（者）医療費助成事業	対象者	○身障手帳所持者（1級～3級） ○療育手帳所持者（マル A, A, マル B）	4,021,589
	所得制限	○本人（老齢福祉年金の規定準用） ○扶養義務者（特別児童扶養手当規定の準用）	
	一部負担金	○200 円（月額上限：入院 14 日、通院 4 日）	
乳幼児医療費助成事業	対象者	○0 歳児～就学前児童	1,728,362
	所得制限	○旧児童手当特例給付の規定準用	
	一部負担金	○500 円（月額上限：入院 14 日、通院 4 日）	
ひとり親家庭等医療費助成事業	対象者	○ひとり親家庭の父、母及び児童 ○父母のいない児童	521,621
	所得制限	○所得税非課税世帯	
	一部負担金	○500 円（月額上限：入院 14 日、通院 4 日）	
精神障害者地域包括ケア促進事業（通院医療費助成）【新規】	対象者	○精神障害者保健福祉手帳所持者（1 級） [自立支援医療受給者証（精神通院）所持するもの]	98,606
	所得制限	○本人（老齢福祉年金の規定準用） ○扶養義務者（特別児童扶養手当規定の準用）	
	一部負担金	○200 円（月額上限：通院 4 日）	
合 計			6,370,178

11 地域共生社会推進事業（一部国庫）【一部新規】

予算額 31,313 千円 (R2 当初予算額 11,011 千円)

1 目的

地域の生活課題を住民から専門職、関係機関に切れ目なくつなぎ、必要な支援が受けられる「重層的なセーフティネット」の構築により、早期発見から解決までを着実に導き、県民誰もが住み慣れた地域でつながり、生きがいや役割を持ち、助け合いながら生き生きと暮らしていくことができる「地域共生社会」の実現を図る。

2 事業内容 <ワーク番号：25>

住民等の多様な主体が協働して、地域が抱える課題解決を図る活動を支援するとともに、重層的なセーフティネットの構築に向けた市町の取組を支援する。

(単位：千円)

区 分	内 容	予算額
インフォーマルな 支え合いによる 新たなコミュニティ づくり	○地域住民や民生委員、企業・ボランティアなどの多様な主体が地域の課題を共有して、その解決を図る取組をモデル的に実施 【実施地区数】4 地区	2,000
地域支え合い コーディネーターの 育成	○住民主体の地域活動への支援や、アウトリーチによる生活課題の掘り起こし、支援機関のネットワーク化の推進等の重層的なセーフティネットの構築支援を担うコーディネーターを育成	722
アウトリーチ等を 通じた相談支援	○平成 30 年 7 月豪雨災害を受けて設置した「地域支え合いセンター」の被災者支援のノウハウを活用して、被災者に限らず対象範囲を広げて生活相談支援等に取り組む市町を支援【新規】 【実施市町数】3 市町	9,000
市町の取組を支援する 体制づくり	○モデル事業の効果検証や研修の企画・運営、市町の取組支援を実施する専門支援員を配置	19,591
合 計		31,313

12 「いのちを守る！」動物愛護推進事業（単県）

予算額 40,534 千円（R2 当初予算額 55,423 千円）

1 目的

「人と動物との調和のとれた共生社会」の実現を目指し、犬猫の更なる収容頭数削減対策及び返還譲渡促進策を推進する。

2 事業内容

（単位：千円）

区 分	内 容	予算額
動物愛護の推進	[収容頭数削減] ○動物愛護センターによる野犬の捕獲・引取を強化 ○野良犬の生息状況等の調査の実施 ○地域猫活動を実施するにあたっての不妊去勢手術の推進 [返還促進及び遺棄防止] ○動物愛護センターで譲渡する犬猫へのマイクロチップの装着 [動物愛護啓発] ○市町に対する助成制度による、地域・自治会単位で実施する野良犬・野良猫対策の促進 [動物愛護センターの整備] ○P F I 事業者による民間のノウハウを活用した整備の着実な推進	40,534
合 計		40,534

13 防災と福祉の連携による個別計画策定促進事業（単県）【新規】

予算額 7,442 千円（R2 当初予算額 0 千円）

1 目的

災害時に自ら避難することが困難な避難行動要支援者に対し、福祉専門職（介護支援専門員、相談支援専門員）と地域住民（民生・児童委員、自主防災組織等）が協同して実効性のある個別計画（避難計画）を策定することで、平時・災害時の切れ目のない包括的な支援体制を構築する。

2 事業内容 <ワーク番号：25>

（単位：千円）

区 分	内 容	予算額
地域モデル事業 （2市町）	○モデル市町を選定し、福祉専門職が参画して、最優先に対応すべき者の個別計画を策定し、それに基づき避難訓練を実施できるよう、報酬等の財政支援、コーディネーター派遣等を実施 ・地域住民及び福祉関係者等による打合せ ・地域住民向け福祉理解研修 ・ワークショップ ・避難訓練 ・福祉専門職の防災知識の向上を図る研修 ・災害時視聴覚障害者支援リーダー養成 ・取組事例集（報告書）、要配慮者防災ガイドブック作成 等	6,036
地域の担い手確保事業 （全市町対象）	○地域の避難支援者を増やすことを目的として、要配慮者支援ボランティアリーダーを養成	1,406
合 計		7,442

令和３年度当初予算の増減の主なもの（健康福祉局）
（新型コロナウイルス感染症対策事業を除く）

（単位：千円）

	事業名	R２年度 当初予算額	R３年度 当初予算額	差引増減	主な増減理由
増	県立医療型障害児入所施設整備事業	61,013	2,053,278	1,992,265	改修工事の実施等に伴う増
	障害者介護サービス等給付事業	17,107,066	18,863,498	1,756,432	介護サービス利用者の増
	特定不妊治療支援事業	139,135	646,400	507,265	対象拡大による助成費の増
	水道施設耐震化等交付金事業	1,882,519	2,287,277	404,758	耐震化等実施箇所数の増
	後期高齢者医療財政助成事業	7,327,679	7,580,722	253,043	高額医療費及び軽減対象者数の増
減	被爆者援護法等関係援護事業費	8,046,254	7,116,929	△929,325	手当支給対象者数見込の減
	大規模社会福祉施設等建設基金積立金	1,641,734	720,966	△920,768	法人県民税の税収減に伴う減
	安心こども基金積立事業	776,835	127	△776,708	幼児教育・保育無償化の事務費に係る積立金の減
	国民健康保険県繰入金	12,150,972	11,507,061	△643,911	被保険者数見込の減
	災害応急救助費(健康)	373,324	28,184	△345,140	災害救助基金の積立額の減

※端数処理の関係で、「２年度当初予算額」と「３年度当初予算額」の単純な差引と「差引増減」欄の数値が異なる場合がある。

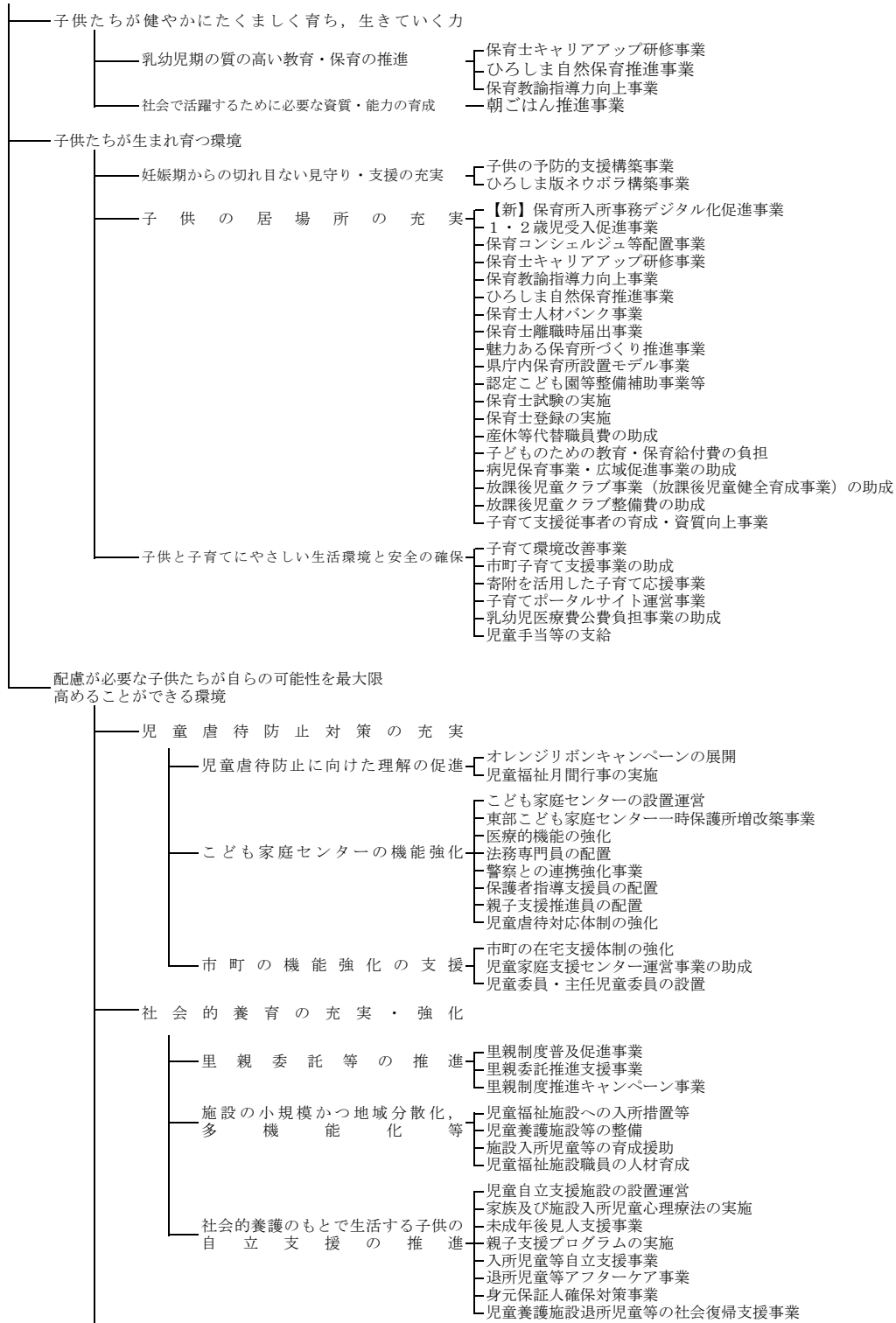
Ⅲ 事業体系

健康福祉局の事業体系

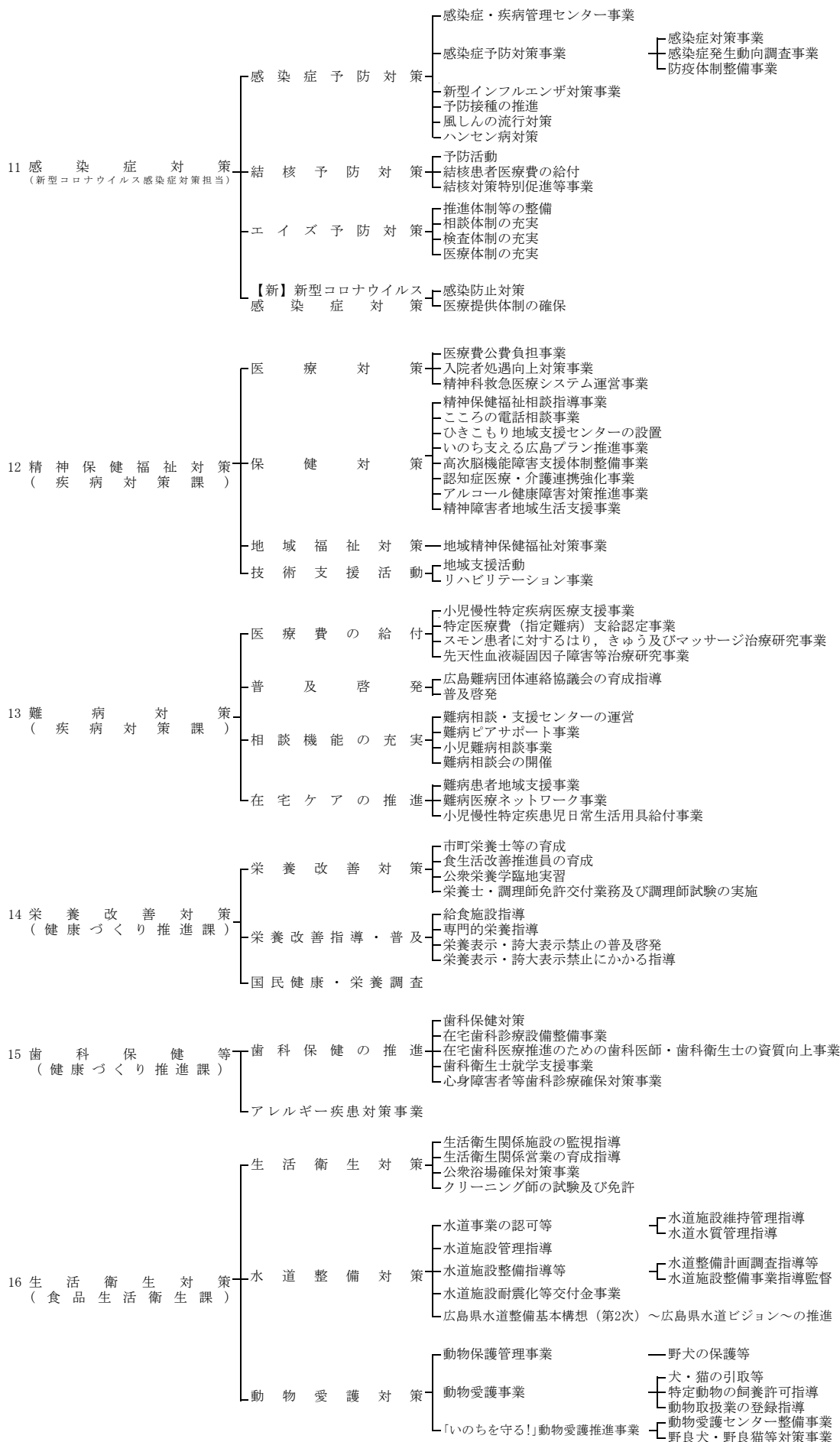
1 地域保健福祉推進対策—地域保健福祉調査研究事業
(健康福祉総務課)

2 大規模社会福祉施設等の整備
(健康福祉総務課)

3 全ての子どもたちの未来を応援（「ひろしま子供の未来応援プラン」の推進）
(子供未来応援課)
(安心保育推進課)
(こども家庭課)



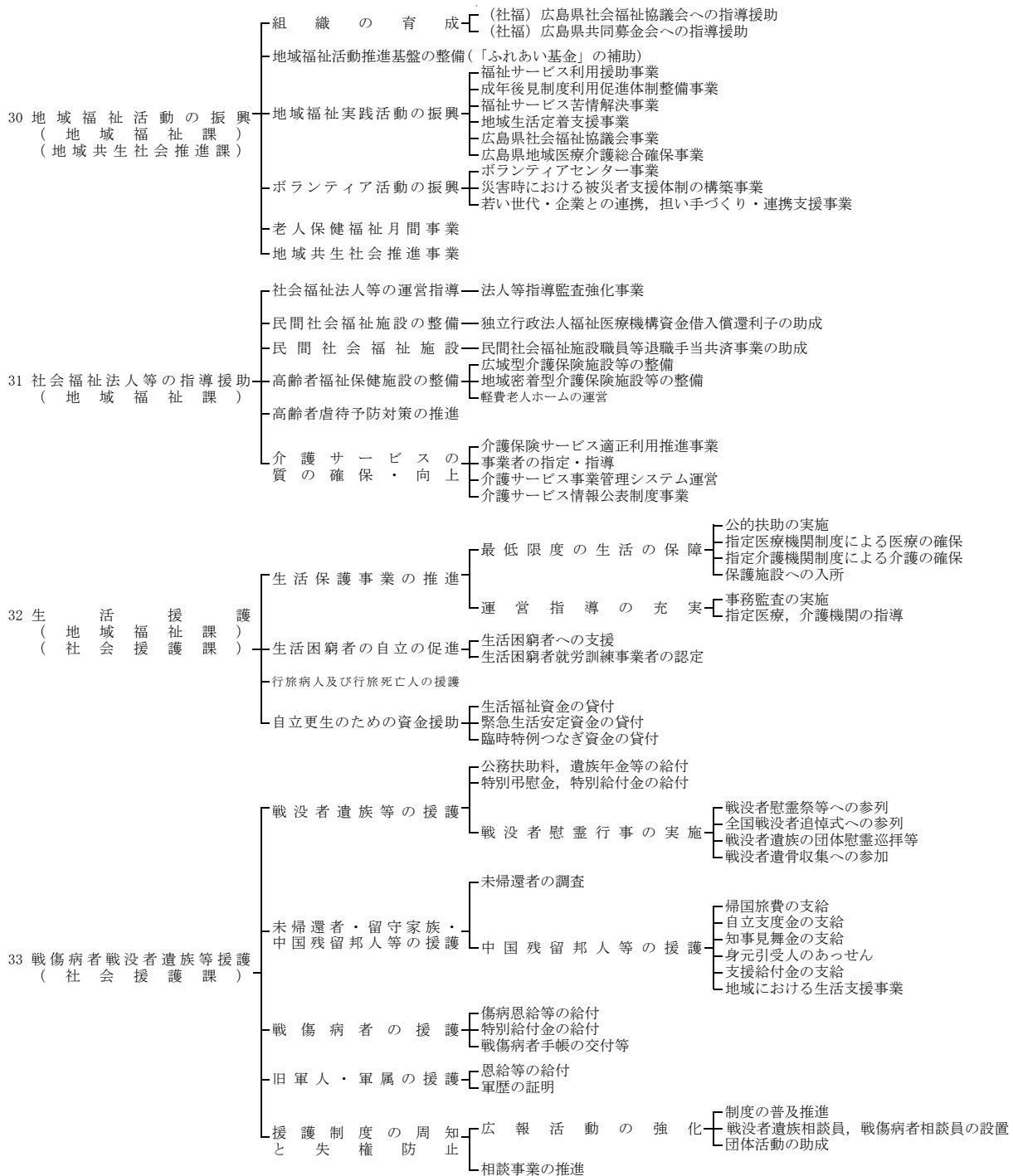






19	肝 炎 対 策 (薬 務 課)	肝 炎 対 策 事 業	- 総合的な推進体制の強化 - 肝疾患診療連携拠点病院の機能強化 - 普及啓発活動
		肝 炎 ウ イ ル ス 検 査 ・ 治 療 費 助 成 事 業	- 制度に係る説明会 - 受給資格の審査・受給者証の発行 - 肝炎ウイルス検査の実施 - 医療費助成等
		ウ イ ル ス 性 肝 炎 対 策	- 肝疾患コーディネーターの養成・活用 - 肝炎重症化・肝がん予防推進事業
20	医 療 提 供 体 制 の 確 保 (健 康 危 機 管 理 課) (医 務 課) (医 療 介 護 計 画 課) (医 療 機 能 強 化 担 当) (医 療 介 護 人 材 課) (健 康 づ くり 推 進 課)	総合的な施策の企画・調整	- 保健医療計画の推進 - ひろしま高齢者プランの推進
		医 療 及 び 介 護 の 総 合 的 な 確 保 の 促 進	- 医療介護総合確保促進法に基づく広島県計画の推進 - 療養病床転換支援事業 - 医療情報連携の推進 - 医療資源偏在解消の推進 - 病床機能分化・連携の促進 - 地域医療構想推進事業
		救 急 医 療 の 充 実	- 救急医療コントロール機能を担う広島市民病院の整備等 - 救命救急センターの運営支援 - 救急医療施設等の整備 - 救急医療情報ネットワークの運営 - ドクターヘリ事業 - メディカルコントロール体制の強化 - 救急搬送受入体制確保事業
		災 害 医 療 体 制 の 充 実	
		へき地・中山間地域医療対策の充実	へき地医療施設等の整備・運営費の助成
		母 子 医 療 対 策 の 充 実	- 周産期医療システムの運営 - 周産期医療情報ネットワークの運営 - 周産期母子医療センター運営支援事業 - 小児救急医療体制の充実
		臓 器 移 植 ・ 骨 髄 バ ン ク 事 業 等 の 啓 発 ・ 推 進	- 臓器移植啓発活動の推進等 - 骨髄バンク事業等の推進 - 骨髄提供の着実な推進
		医 療 施 設 の 整 備 ・ 充 実	
		【新】オンライン診療活用検討事業	
		心身障害者（児）及び休日の歯科医療の確保	
21	医 療 人 材 の 確 保 ・ 育 成 (医 療 介 護 人 材 課)	医 師 確 保 対 策 の 推 進	- 広島県医師育成奨学金 - 女性医師等就労環境整備 - 広島大学医学部寄附講座の設置 - 産科医等確保支援事業 - 包括的過疎地域医師育成・活躍支援システム整備事業
		広 島 県 地 域 医 療 支 援 セ ン タ ー（公益財団法人広島県地域保健医療推進機構）による医師確保等の実施	- 医師の養成と配置調整 - 医師の誘致と県内定着 - 医師の活躍支援 - 広島県へき地医療支援機構の運営 - 情報収集・情報発信 - センターの運営管理
		看 護 職 員 等 確 保 対 策	- 看護職員養成の充実・強化 - 離職防止対策 - 未就業看護職員の再就業促進 - 専門医療等への対応
		人 材 の 確 保 ・ 育 成 を 推 進 する 基 盤 づ くり	- 総合支援協議会の運営 - 地域人材確保推進体制整備事業
		福 祉 ・ 介 護 人 材 の 確 保 ・ イ メ ー ジ 改 善	- 福祉人材育成センターの運営 - 人材確保の支援 - 福祉・介護職の魅力発信 - 福祉・介護職の理解促進 - 修学資金・再就職準備金の貸付 - 外国人介護人材の受入支援
		福 祉 ・ 介 護 従 事 者 の 定 着 促 進 ・ 資 質 向 上	- 福祉・介護職場改善の促進 - 資質向上の支援 - I C T ・ 介 護 ロ ボ ッ ト 導 入 支 援 - 合同入職式の開催
		介 護 職 員 研 修 指 定 等 事 業	- 介護人材養成施設等指定事業 - 喀痰吸引等(たんの吸引・経管栄養)従事者・事業者・研修機関登録事業 - E P A（経済連携協定）に基づく外国人介護職員研修支援事業
		介 護 サ ー ビ ス の 質 の 確 保	- 介護支援専門員の登録 - ケアマネジメント機能強化事業
		高 齢 者 の 生 き が い ・ 健 康 づ くり 応 援 事 業	- 全国健康福祉祭(ねんりんピック)への選手派遣等 - 広島県シルバー作品展 - シニア囲碁・将棋大会
		老 人 ク ラ ブ 活 動 の 推 進	
22	福 祉 ・ 介 護 人 材 の 確 保 ・ 育 成 (医 療 介 護 計 画 課) (医 療 介 護 人 材 課)	人 材 の 確 保 ・ 育 成 を 推 進 する 基 盤 づ くり	- 総合支援協議会の運営 - 地域人材確保推進体制整備事業
		福 祉 ・ 介 護 従 事 者 の 定 着 促 進 ・ 資 質 向 上	- 福祉・介護職場改善の促進 - 資質向上の支援 - I C T ・ 介 護 ロ ボ ッ ト 導 入 支 援 - 合同入職式の開催
23	高 齢 者 が 活 躍 できる 社 会 づ くり (健 康 づ くり 推 進 課) (地 域 共 生 社 会 推 進 課)	高 齢 者 の 生 き が い ・ 健 康 づ くり 応 援 事 業	- 全国健康福祉祭(ねんりんピック)への選手派遣等 - 広島県シルバー作品展 - シニア囲碁・将棋大会
		老 人 ク ラ ブ 活 動 の 推 進	
24	高 齢 者 が 活 躍 できる 社 会 づ くり (健 康 づ くり 推 進 課) (地 域 共 生 社 会 推 進 課)	高 齢 者 の 生 き が い ・ 健 康 づ くり 応 援 事 業	- 全国健康福祉祭(ねんりんピック)への選手派遣等 - 広島県シルバー作品展 - シニア囲碁・将棋大会
		老 人 ク ラ ブ 活 動 の 推 進	

24 地域支援対策 (地域共生社会推進課)	地域包括ケアの推進	- 広島県地域包括ケアシステム強化推進事業 - 在宅医療・介護連携の推進 - 総合事業・生活支援体制整備の推進 - 介護保険における自立支援の推進事業
	認知症対策の推進	- 認知症にやさしい地域づくり支援事業 - 認知症医療・介護研修事業 - 認知症地域連携促進事業
25 健康増進対策 (健康づくり推進課)	民生委員児童委員協議会への援助	
	健康ひろしま21推進事業	
	健康づくりの体制整備	- 市町健康づくり推進協議会の組織育成 - 市町健康増進計画推進支援
	普及啓発	- 健康増進普及啓発の推進 - 健康生活応援店制度の推進
	人材の育成・確保	運動普及推進員の育成
	健康増進事業等	- 健康増進事業 - 特定健康診査・特定保健指導の推進
	健康経営の推進	【新】健康データなどを活用した健康づくりの推進 【一部新】「健康経営」実践企業の拡大推進
26 食育推進対策 (健康づくり推進課)	介護予防	- 地域づくりによる介護予防推進支援事業 - リハビリテーション専門職等人材育成調整事業 - 介護予防活動普及展開事業 - 地域リハビリテーションの推進
	高齢者の健康づくり 「通いの場」推進事業	- ネットワーク構築 - 人材育成の加速 「通いの場」リーダーの育成等 - 改善効果の「見える化」推進
27 医療保険制度の安定的な運営 (医療介護保険課) (国民健康保険課)	食育推進計画の推進	広島県食育推進会議等の運営
	普及啓発活動	
	食育功労者の表彰	
	減塩推進事業	
28 介護保険制度の安定的な運営 (医療介護保険課)	国民健康保険事業	- 被保険者の資格の適用 - 保険給付 - 保険料(税)の収納 - 国庫補助の状況 - 保険者の実地指導等 - 保険医療機関等の指導監査 - 国保事業等の推進 - 国民健康保険事業状況データ作成 - 市町国保財政助成事業 - 国民健康保険事業費特別会計繰出金事業 - 広島県国民健康保険審査会の運営 - 国民健康保険事業費特別会計
		後期高齢者医療制度
		- 後期高齢者に係る医療給付費の負担 - 後期高齢者医療助成事業 - 後期高齢者医療財政安定化基金の運営 - 広島県後期高齢者医療審査会の運営
		医療費適正化の推進
		- 医療費適正化計画検討委員会の開催等 - レセプト点検指導の実施
29 災害救助対策 (健康危機管理課) (地域福祉課) (障害者支援課)	介護保険給付費等の負担	
	介護保険財政安定化基金の運営	
	低所得者等の利用者負担の軽減	- 障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業 - 社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービス - 離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減措置事業 - 中山間地域等の地域における加算に係る利用者負担額軽減措置事業
	広報	
	広島県介護保険審査会の運営	
29 災害救助対策 (健康危機管理課) (地域福祉課) (障害者支援課)	介護給付の適正化	- 保険者(市町)の指導・支援 - 認定調査員等の研修 - 保険者機能強化支援事業
	災害救助法による救助	
	災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付	
	広島県災害見舞金等の支給	
	被災者生活再建支援制度	- 被災者生活再建支援制度 - 広島県被災者生活再建支援制度
	災害応急救助物資備蓄事業	
	【新】避難所環境改善支援事業	
	被災者こころのケアチーム運営事業	
	【新】災害福祉支援ネットワーク構築推進事業	
	【新】防災と福祉の連携による個別計画策定促進事業	



34 障害者福祉（「広島県障害者プラン」の推進）
（障害者支援課）

